

令和4年3月9日

令和4年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年3月3日 開会

令和4年3月17日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年3月9日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住 民 課 長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教 育 課 長	新島 和貴君	病院事務長	岡野 敏行君

令和4年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和4年3月9日(水)
午前10時00分
開議

会期 令和4年3月3日～3月17日(15日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(11名) 1 澤本 幹男議員 2 宮野 亨議員 3 原島 幸次議員 4 小山 辰美議員 5 相田恵美子議員 6 石田 芳英議員 7 木村 圭議員 8 伊藤 英人議員 9 大澤由香里議員 10 森田 紀子議員 11 小峰 陽一議員	—
3	陳情第1号	消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書	趣旨採択

(午後4時30分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力の程よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

既に通知してありますが、第1回定例会における一般質問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接触機会の軽減を図るため、質問事項は2項目以内、持ち時間は1人40分以内としておりますので、簡潔な質問と答弁となるようご協力の程よろしくお願いいたします。

また、再質問については、申し合わせのとおり1回とし、要望等は控えていただくようお願いいたします。

通告のありました議員は、11名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、7番、澤本幹男議員。

〔7番 澤本 幹男君 登壇〕

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。おはようございます。

それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

まず1点目でございます。奥多摩ドローン協会への支援についてでございます。

全国の住宅地上空で小型無人機ドローンの自動飛行が今年度に解禁されるのを前に、ドローンを使った宅配ビジネスへの参入や関連事業の創出をにらんだ動きが活発になっております。

昨年6月に成立した改正航空法に基づき、管理者がドローンを目視でなくても住宅地や道路などで自動飛行させることができますようになります。

奥多摩町では、令和2年11月19日に総合防災訓練の一環で、東京都と協力連携して旧小河内小学校校庭からドローンで物資を搬送する実証実験を行いました。また、日本郵便では、奥多摩郵便局と旧小河内小学校校庭の2カ所からドローンによる荷物を搬送する実証実験を行いました。個人の趣味としてドローンを飛ばして撮影する方も増えてきています。奥多摩町でも趣味の方を中心に奥多摩ドローン協会が発足しました。旧古里中学校校庭等でドローンを飛ばしているそうです。

そこで、町として、町での今後のドローン活用の重要性を鑑みて、奥多摩ドローン協会

と共同で荷物を搬送する実証実験やイベントを開催する等すべきだと思います。町として何らかの形で支援することができるのか、お伺いいたします。

2点目でございます。コロナ禍による若者定住対策事業の計画の遅れについてでございます。

昨年2月の議員全員協議会で、少子高齢化対策として定住化対策事業の説明をいただきました。令和3年度の定住化対策事業の基本方針が4項目出されており、それぞれに細かい説明をいただきました。その中で具体的な物件や案件があり、各項目とも令和3年度の実行の予定がありました。一昨年来の新型コロナウイルスによって、社会全体がコロナ禍への対策が第一となってしまいました。そのために社会の各分野での諸計画の遅れが始まっております。工事現場では部品の調達ができなかったり、人を集めることができなかったり、実務の担当者との打ち合わせができないとの理由で延期になった工事や事業等があったと聞いております。このコロナ禍の2年の遅れが後々に響かないようにと願いたいところではございます。

特に、奥多摩町第5期長期総合計画の遅れが出るのが心配です。奥多摩町にとって最大の課題である少子高齢化対策の計画が遅れると、最終的には地域コミュニティの崩壊、自治体の存続危機となります。

私は、昨年3月の一般質問で、今後の若者定住化対策についてお伺いいたしました。ご答弁の中で、確実に若い方の移住・定住人口を増加させ、地域活力の向上や保育園、小・中学校の存続に繋げていきたいと考えているとお話がありました。

そこで、このコロナ禍によって若者定住化対策事業の計画の遅れがどのような状況なのか、今後の計画に影響が出てこないか、予算も引き続き計上されているのか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、奥多摩ドローン協会への支援についてですが、議員からは、奥多摩ドローン協会と共同で荷物を搬送する実証実験やイベントを開催するなど、町として何らかの形で支援することができるのかとの質問をいただきました。

奥多摩ドローン協会は、令和3年1月1日付で設立され、現在、会員は13名で、理事長、副理事長、事務局長、監査、会員で組織されております。

この協会では、国や各自治体、企業、団体、個人に対し、無人航空機、通称ドローンの

民生分野での積極的活用を図るとともに、ドローン技術に関する安全・倫理教育、人材育成、環境整備を通じて、その健全な発展と地域社会との調和に寄与し、普及させることを目的として活動されております。

また、この目的を達成するためにドローン操縦者の教育養成事業、国土交通省許可承認申請代行業務の開始や空撮・調査等の事業、ドローンの普及・各種研究・活動支援等の事業、ドローンを通じた青少年育成事業への支援、その他この会の目的の達成に必要な事業及び国・各自治体の諸施策への対応・協力等の事業を掲げ、事業展開を行っております。

ドローンの飛行には、写真、空撮映像、測量、運搬、調査、点検、管理など、色々な分野で商用利用の範囲が広がり続けており、利用範囲の拡大とともに、衝突や墜落の危険性、飛行禁止エリアの認知などの安全性が重視されております。

ドローン運航における安全性、法令遵守の重要性に鑑み、このような課題を解決するために設立されたのが「JUIDA（一般社団法人日本UAS産業振興協議会）」で、ドローンの操縦士及び安全運行管理者として日本初の認定制度をスタートしたとお聞きしております。

現在、認定校を受講し、既に4名の会員がドローンの操縦士のライセンスを取得し、昨年より土曜日・日曜日に、主に、操縦技術や安全運航面での指導に当たられているとのことでございます。

協会では、川井スポーツコミュニティ施設（旧古里中学校）の校庭や体育館を主な活動拠点としており、町では、奥多摩スポーツコミュニティ会館使用団体申請を行っていただき、登録団体として使用施設を貸し出すなど、活動フィールドの提供を行っております。

いずれにいたしましても今後、更に安全運航の管理や操縦面での技術の向上、人材育成及び自治体の諸施策への対応や災害等への関わりなど、必要な状況下で協力が得られますよう協会における活動を注視するとともに、今後も情報連携等に努めてまいります。

次に、2点目のコロナ禍による若者定住対策事業の計画の遅れについてですが、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化は、人々の日々の暮らしから社会活動、経済活動に至るまで、様々な場面で、それまでの日常を変えざるを得ない程の大きな影響をもたらしています。

このような状況の中、令和3年度若者定住対策各種事業における影響と今後の計画についてご説明させていただきます。

はじめに、町営若者住宅、子育て応援住宅等の建設工事では、議員からご指摘のありました部品の調達の遅れ、打ち合わせができないことによる工事の延期につきましては、現

在、町営若者住宅1棟2戸を大氷川地内、子育て応援住宅2棟2戸を丹三郎及び小丹波寸庭に建設をしており、半導体不足による給湯器などの部品の調達の遅れや木材調達の遅れなども心配されたところでありましたが、3棟の建設工事は、大きな影響もなく順調に進み、年度内に完了の見込みであります。

次に、若者定住対策複合事業、川井地内定住事業につきましては、令和2年度から事業を開始し、土地利用に係る道路の予備設計を実施、令和3年度に道路詳細設計を実施し、令和4年度から6年度の3か年で町道整備工事を行い、令和7年度以降に若者定住対策事業として分譲地を整備する予定となっております。今後、地域からの意見を踏まえ、複合的に計画をまいります。

次に、丹三郎水神前地内定住対策事業につきましては、議員全員協議会でご説明させていただきましたように、農地法に係る東京都との協議により、一定の方向性がまとまりましたので、地権者の皆様にご理解をいただき、事業を進めてまいります。

令和4年度予算で基本構想の策定として、各種法令調査、関係地権者、自治会等のご意見を踏まえた土地利用計画図を作成し、令和5年度に基本構想を踏まえた実施設計として詳細図面を作成、工事費算出など、農地転用申請準備を行います。その後、令和6年度に東京都の許可を得られた段階で、地権者皆様から用地買収をさせていただきます。

令和4年度一般会計予算には引き続き、川井、丹三郎関係の予算を計上し、事業を確実に進められるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

若者定住対策事業につきましては、これまで賃貸住宅として町営若者住宅を60戸整備し、令和4年2月1日現在、59世帯210人が定住しております。入居された方が退去後に奥多摩に永住していただけるよう、子育て応援住宅、若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅、分譲地などの受け皿の整備も必要となることから、先程申し上げました川井、丹三郎地内の広大な面積のある貴重な土地については、今後、地域の皆様のご意見もいただきながら活用させていただく予定でございますので、議員皆様はじめ、関係者のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） それでは、再質問させていただきます。

ドローン協会についてなんですけど、それに関連して平成28年に国立情報学研究所と共同研究の締結をされましたが、情報学研究所は契約の関係はどうなっているのかが1点と、ドローンは災害が起こったときに、民間の方の力というのが大きいと思うんです、今後はね。いろんな新聞紙上でも、高校生あたりからもいろんなこともドローンで使っているこ

ともあるんで、災害が実際起こった場合には、民間のとか、そういう形の力が非常に必要になってくると思うんですよ。例えば奥多摩病院から薬を送るということは実際できなくても、自分の方が自分のところへ、自分の家に送るということは可能な訳ですから、そういう意味では、民間の方の協力を得るということをぜひ考えていただきたいし、例えば防災計画作られていますけど、そういう意味で、その中にドローンが入っているのか分かりませんが、今後、ドローンを入れたものを考えていく必要があるんじゃないかと思うんで、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

2点いただきました。1点目ということでドローンの関係ということで、平成28年に国立情報学研究所、通称N I Iと言いますけれども、こちらと町のほうでドローンと機械学習を活用した社会インフラ適用に関する共同研究の契約を締結したということで、毎年度更新という形で進めてまいりました。これまでに何回か、登計原の運動場などでデモフライトなどをして議員皆様にもご覧いただいたこともあろうかと思えます。

現状なんですけれども、令和2年度までは契約を継続してまいりました。ただ、実際、町の実験も最後が令和元年度でございました。令和2年度契約したんですけども、それ以前からちょっとお話があったんですが、実際の現場での実験がほぼ完了してきたということで、いわゆる研究所内での色々な開発とか研究に移るといような話もありまして、令和3年度、今年度からですけれども、契約はしていないという状況でございます。

それに入れ替わりということではないんですけれども、質問のほうでも最初ございました日本郵便との関係ということで、こちらは特に契約の締結とかではなくて、地域への連絡とかそういう部分の連携という形でありますけれども、現状としては日本郵便との連携を重視して、こちらのほうは、いわゆる地上配送なんかも含めてより現実的な方法で今後活用を進めていきたいという日本郵便側の意向もございますので、平成28年にN I Iと結んだ部分については一旦終了ということでございまして、今後は、今継続しています日本郵便のほうと実際、民間の部分ということで、先程連携していかないとという話もありましたので、よりその社会実装に近いほうの日本郵便側と進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 7番、澤本議員の再質問2点目でございます。

民間の協力が必要ということと、あと地域防災計画の関係でございますけれども、民間のお力添えは確かに必要でございます。すぐに対応できる体制といたしましては、東京都総務局の防災部で、令和元年もそうでしたけれども、小池都知事が来ていただいて、このときは日原におけるドローンの物資搬送をしていただいた経緯がございます。これらは十分、東京都の総合防災部につきまして要請等はすぐにできますので、それらを活用することは第一前提で進めてまいりたいと考えております。また、消防・警察もございましたので、空撮、物資輸送を含めて、この辺については要請を考えております。

2点目の地域防災計画につきましては、現段階の計画の中にはドローンの関係は記載してございませんので、今後、そういう項目が東京都とも調整しながら必要となれば反映はしていくという考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わりにします。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野です。

私からは、2点お願いいたします。

観光立町について。朝日新聞に「日本一カッコいい清掃員」という見出しで、「OPT（オピト）」の活動が記載されておりました。日本一きれいなトイレを目指す奥多摩町の住民から、奥多摩の公衆トイレや施設トイレを使用するのは不安であるという相談を受けました。コロナ禍で不特定多数が利用するトイレにあって、除菌や殺菌等の衛生面について関心が高まっています。

そこで、便座を消毒する便座除菌クリーナーのディスペンサー設置をしていただきたいと考えます。ペーパーシートに比べても交換にかかる負担は5分の1に減り、また、紙詰まりの心配もありません。多くの来町者が利用する公衆トイレや施設トイレに設置することで、アメニティの向上とともに、地元住民の方も安心して利用できると考えます。

以下質問します。

1、奥多摩全域の町が管理する公衆トイレや施設トイレに便座除菌クリーナーの設置を。町のご所見を伺います。

次に、鳩の巣地域の景観について。奥多摩のはとのす荘の利用客から「とても素晴らしい一日を過ごさせていただきました。でも、できれば対岸の杉木立が紅葉や落葉樹になれ

ば秋の紅葉時は素敵になり、友人を誘いたい」とのご意見をいただきました。

そこで、対岸にある民有林をキャンパスと見立てて、芸術的な風景林にさせていただけないか。それにはデザイナーによるデザインを募集してみたいかがか。

また、昨今人気のクライミングで、鳩の巣、御嶽溪谷へ訪れる若者が増えています。観光地として来町目的が増えるのは大変喜ばしいことであります。しかし、川に下りると、岩場に白く目立つ登り手跡が多く、多くの場所で見受けられ、景観を損なう事態となっています。これは、クライミングで登る際に手につける白い粉、チョーク跡であります。このチョークには、すぐに水に溶ける炭酸マグネシウム 100%のものとロジン（松やに）が配合されたものがあります。問題なのはロジンで、ロジンのチョークは水に溶けにくく、岩などに付着すると簡単に落とすことができません。そのためロジンを使用することについて景観を損なうと問題視する声が上がっています。

このチョークは、ブラシ（歯ブラシ等）で清掃してから帰るのがマナーですが、守られていません。利用者に対し、町のホームページや駅にポスター、看板での注意喚起、マナーなどの対策を早急に願います。

また、平成 26 年第 1 回定例会一般質問で、高橋議長から、棚沢地内の町有地・建物の活用について質問がありました。あれから 8 年経ちますが、活用方法が見いだせていない状況の中、SNS 内では奥多摩の廃墟地の 1 つとして紹介されています。その他奥多摩には駐車場が少ないという問題点があります。

以下質問します。

- ①はとのす荘対岸の針葉樹を広葉樹に森林デザインの募集をして変えてはどうか。
- ②クライミングの利用者への注意喚起の早期対策を。
- ③はとのす荘に隣接する町有地内の廃墟撤去と立体駐車場への転用について。

町のご所見を伺います。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、宮野亨議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、奥多摩全域の町が管理する公衆トイレや施設トイレに便座除菌クリーナー設置についてお答えいたします。

コロナ禍における人々の生活意識は大きく変化し、新しい生活様式における手洗い、うがい、手指の消毒、マスクの着用など感染防止対策への意識が高まっております。特に、公衆トイレをはじめ、不特定多数の方がご利用いただける施設におきましては、感染リス

クを気にされる方も多いと感じております。

さて、ご質問の公衆トイレや施設トイレに便座除菌クリーナー設置をについてですが、広大な面積を有する町の中で、駅前から登山口までの様々な場所に 42 箇所の観光用公衆トイレを設置しており、約 130 個の個室がございます。これらの観光用公衆トイレの個室に便座除菌クリーナーの設置を行えば、利用される皆様が安心してご利用いただけると思われませんが、全ての個室に便座除菌クリーナーを設置いたしますと、日々の維持管理や設置後の消耗品等の費用の問題もあり、他の施設トイレへの設置も含め、コロナ禍だけの対応ではなく、アフターコロナを見据えた検討が必要であると考えております。そのため国が示す新しい生活様式の実践例にもありますとおり、手洗い、うがい、手指の消毒、マスクの着用など、日常生活を営む上で一人ひとりが基本的感染対策を実践していただくことが何よりも重要と考えておりますので、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、まずはこの新しい生活様式が示す感染対策を各々で実践していただけるよう周知してまいります。

次に、鳩の巣地域の景観についてお答えいたします。

1 点目のはとのす荘対岸の針葉樹を広葉樹に森林デザインの募集をして変えてはどうかでございますが、はとのす荘の対岸につきましては、議員からご説明のありましたとおり、民有林であり、一面が針葉樹であります。この場所につきましては、多摩の森林再生事業として、森林所有者のご理解をいただき、はとのす荘オープンに合わせ、間伐、枝打ち事業を実施し、景観整備を行っております。

今回、議員からは、デザイナーによる森林デザインを募集し、針葉樹から広葉樹へ変えてはどうかのご提案をいただきました。ご提案のように、はとのす荘の部屋から見える景色を赤や黄色に色づく落葉広葉樹に植えかえれば、紅葉時期には素晴らしい景色となると思われませんが、先程申し上げましたとおり、対岸の斜面は民有林であり、森林所有者のご意向もございます。また、植え替えに係る費用の問題や、その後の管理の問題など、多くの課題がございます。

はとのす荘にお泊まりになられる方がご満足いただけるよう、日頃からスタッフがおもてなしの心でご対応されていることも現在のはとのす荘の高評価に繋がっているものと思っておりますが、議員が申されましたように、部屋からの素敵な景色を楽しんでいただくこともお客様の満足度を高めるためには必要な要素であります。引き続き、はとのす荘をご利用いただく皆様には、鳩の巣溪谷をはじめ、奥多摩の自然の魅力をお伝えし、ご満足いただけるよう努めてまいります。

2 点目のクライミングの利用者への注意喚起の早期対策をでございますが、約 40mの断

崖の下、巨岩・奇岩の間を多摩川が流れる鳩の巣溪谷は、奥多摩随一の溪谷美として、特に新緑から紅葉のシーズンには多くの観光客の方が散策される人気のスポットであります。

この鳩の巣溪谷の巨岩・奇岩を目当てに、特に東京オリンピックにおいてスポーツクライミングでの日本人選手の活躍もあり、オリンピック以降、鳩の巣溪谷でのクライミングをされる方が増えている状況であります。

クライミングをする際には、落下の危険を軽減するため、手に粉末のチョークをつけて岩を登りますが、そのときに岩に白いチョークの跡が残ってしまい、議員からご指摘のありましたとおり、松やに（ロジン）が配合されたものは水に溶けにくい性質であるため、簡単に落とすことができず、景観を悪くすると問題視されていることも事実であります。

クライミングをされている方は、マナーを守ってクライミングを楽しまれているものと期待しますが、鳩の巣溪谷の景観を損ねることのないよう、早急に溪谷入口付近へ注意事項を記載した掲示を行うよう観光産業課へ指示をいたしました。引き続き鳩の巣溪谷を訪れる方が安全で安心して楽しめるよう努めてまいります。

3点目のはとのす荘に隣接する町有地の廃墟撤去と立体駐車場への転用についてですが、この町有地は、宮野議員もご承知のとおり、平成25年度に青梅市在住の方からご寄付されたものであり、同時期には、当該土地上で、長年、旅館及び飲食店を経営されてきました町民である事業者から建物が町にご寄付されました。

また、旧鳩和荘につきましては、現在も奥多摩工業株式会社が建物所有者として、町と土地賃貸借契約を結んでおり、双竜の滝から多摩川に合流する河川東側の当該貸地部分について毎年度貸地料を納入していただいている状況であります。

町議会におきましては、議員からご説明がありました平成26年度以降も度々ご質問いただいているところであり、町では、これまでに建物への侵入防止対策を講じるとともに、当該エリアが大多摩ウォーキングトレイルのコース内であり、観光客等の往来もあることから、鳩の巣溪谷遊歩道清掃業務委託としてシルバー人材センターに依頼し、町有地内の通路清掃を定期的を実施しております。

このほかに平成28年度には、当該町有地全体の測量委託を実施し、平成30年度には、双竜の滝に面する遊歩道上部に崩落の危険性があったことから安全対策を講じるとともに、劣化した周辺の手摺等も交換することとした鳩の巣溪谷遊歩道改修工事を実施しており、現状維持に資する対策は講じているところであります。

しかしながら、建物の撤去等を含めた当該町有地全体を再整備し、活用することにつきましては、事業の優先順位や財源対策の面から、現時点では至っていないことも事実であり

ます。

議員からは、建物撤去及び立体駐車場への転用についてご提案をいただきましたが、今後、当該町有地内を再整備する場合には、その前段といたしまして重機等の工事車両を搬入するため、国道から雲仙橋に至る町道の拡幅等の改良が必要であり、更に旧鳩和荘に至る町有地内の通路につきましても急斜面の地形の中、車両等の転回場所の確保を含め、道路の改良工事が必須であり、全体工事に係る計画期間も複数年にわたり、総事業費につきましても膨大になるものと考えられます。

こういった状況や優先すべき大型事業がほかにもある中では、ご提案いただきました内容の実現につきましては、現時点ではなかなか難しいものと考えております。

また、立体駐車場への転用のご提案につきましては、今後、庁内の関係部署での検討や地元の方々との声もお聞きしながら方向性を定めてまいりたいと考えます。

町といたしましてもインターネット等で廃墟めぐりを紹介されている状況や景観上のことを鑑みますと、早急に根本的な措置を講じてまいりたいところではありますが、これまでに申しあげました現状をご理解いただくとともに、今後も必要な維持管理対策を講じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 宮野亨議員、再質問ございますか。

○10番（宮野 亨君） ご答弁ありがとうございました。

先にクライミングのチョーク、岩場のチョークの件なのですが、昨日、御嶽でクライミングの人と懇談した時点で、クライミングのほうでもかなり汚れていることに対してマナーが低下しているということは雑誌等でもわかっていて、自分たちで落とそうという努力もしているという状況でございます。

私、ワイヤーブラシ持って行ってやろうとしたら、それは石を削るからだめだと怒られちゃいまして、熱湯、熱いお湯をかけて落とすというのが一般的にやられていた。また、御嶽のクライミングのところでも貸し出しで、歯ブラシのお化けみたいなやつを伸ばせてやるやつを貸し出ししていると。やって帰りにそこへ置いて帰るというマナーを一通りやっているんですが、オリンピック以降本当に人気が出ちゃって、かなり多くのお客様が鳩ノ巣溪谷へと下りております。そんな関係で、取りあえず看板だけでも、マナーを守っていただきたいという看板は、JRさんの許可をいただいて設置していただきたいと思います。

その次に、鳩の巣溪谷の廃墟なのですが、政府の観光庁によりますと、コロナ克服新時代開拓のための経済対策に係る観光庁関連予算ということで、地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値観約 1,000 億円、また、地域一体となった観光地の再生

では、地域の取り組みを国が支援することで専門家派遣等の実施や色々と地域計画に基づく事業支援ということで地域計画に基づき、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援というところから、観光地魅力向上のための廃墟撤去というところがありまして、観光地の景観改善等に資する廃墟の撤去支援ということで、補助上限が1億円、補助率が2分の1なんで5,000万ぐらいなんですけど、いつだったか、あそこをざっと見積もって1億円は撤去するのにかかるだろうというふうになんてちょっと伺ったもので、この補助率上限1億円は使えないか。また、あと残りの2分の1の5,000万については、うちのほうの都議会議員にお願いして、都ではどうか今のところそういう施策はないかどうか聞いていただいたんですが、現時点ではちょっとないということなんで、引き続きあそこの景勝地、色々な面でターニングポイントじゃないんで、良いところなんで、引き続き予算要望等していただければと思います。その点について今後、都に対して予算要望等にさせていただけるか、その1点をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10番、宮野議員さんからの再質問にお答えいたします。

鳩の巣の河川エリアのことということで、色々と観光庁の情報提供もいただきましてありがとうございました。国のほうもそういった全国的な問題ということで、そういう補助支援等も行っているのかなというふうには感じるところでございます。

当該鳩の巣地域のエリアにつきましても、ちょっと長年色々懸案事項になっておりまして、現状としましては、町長からもご答弁いたしましたとおり、現状維持ということで何とか対策をしているという状況でございます。

再質問のほうですけれども、この部分に関して東京都のほうでは単独というか、嵩上げの部分というのはちょっと難しいというお話をいただいたということで、こちらも情報ありがとうございます。

町のほうから東京都に対して要望はというところでございます。東京都に対しては、次年度予算編成に対しての要望というのを町村会を通じてということで行う場所はございません。そういうところで奥多摩町に限っては鳩の巣のところは当該エリアになりますけれども、基本的には複数の自治体でそういった町村部で問題が出た場合に要望ができるというような基本的なルールもございますので、ちょっとその辺、今後確認させていただきながら、対応が図れる場合はそういうこともしていきたいと考えております。

また、町といたしましても、いずれはやはり対応しなければいけない部分でございますので、それはそれとして町単独としても東京都総務局等も通じてそういった相談もさせて

いただきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 答弁の中では、現時点ではという言葉を使わせていただいたんですが、はとのす荘の対岸にしても、やはり来ていただいたお客様の印象に残るという部分では必要なアイテムかなと思います。以前、水香園さんの宴会場から対岸をライトアップしたときにキツネがスッと走ったんですね。そういう非日常を観光客の皆さんが味わえる、そういうことも必要かと考えていますんで、まさしく現時点ではと申し上げましたけど、常に頭の中に議員から提案された内容は詰め込んで情報を集めなきゃいけないと思っています。

それから、鳩の巣の溪谷なんですけれども、やはり先日の野村不動産さんの分収林の件もありますし、いろんな民間事業者の方がどのようなこれから会社の経営ですとか、それから、社会的貢献ですとか、色んなところに着目をしているので、そういうアンテナを我々も張りながら、そういう方々のご協力ももし得られるならば、そういう方法も考えていかなくはいけません。そのように考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、10 番、宮野亨議員の一般質問は終わりにします。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますけども、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 55 分から再開いたします。

午前 10 時 43 分休憩

午前 10 時 55 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12 番、原島幸次議員。

〔12 番 原島 幸次君 登壇〕

○12 番（原島 幸次君） 12 番、原島です。

それでは、1 点質問させていただきます。第 5 期長期総合計画に基づく奥多摩創造プロジェクトに係る各事業の効果並びに成果及び今後の方針についてお聞かせいただきたいと思います。

平成 27 年 4 月からスタートした第 5 期奥多摩町長期総合計画は、令和 6 年度までの 10 年間となっております。第 5 期長期総合計画に基づき、各事業を展開しているところでご

ざいますが、明日の奥多摩をつくる奥多摩創造プロジェクトは、当町における過疎化による人口減少と高齢化による地域コミュニティの低下に歯止めをかけるための重点施策として、少子化対策と定住化対策の推進から構成されております。

少子化対策事業は、子供子育て支援を推進するための 15 項目で、保育料の全額補助、小・中学校の給食費の全額補助、高校までの医療費の全額助成、高校までの通学定期の助成、保育園入園、小・中学校・高校進学及び高校卒業時に助成金を交付、不妊検査、不妊治療等の助成など、出産前から高校を卒業するまで手厚い子育て支援事業を行っているところです。

一方、定住化対策事業においては、安価な賃貸住宅、町営若者住宅の整備、15 年定住したら無償譲与される空家を活用した、田舎暮らし支援住宅や若者定住応援住宅、22 年間定住したら無償で新築住宅を譲与する子育て応援住宅、0 円空家バンク、新築やリフォームには最大 200 万円の助成や利子補給を最大 90 万円助成するなど、全国的にも類を見ないユニークな制度を展開しており、移住者が増加しているところでございます。

少子化対策と定住化対策を一体的に進めることで、若者の定住化に繋がり、消防団員の確保をはじめ、治安や防災力を高めると同時に、地域のコミュニティが図れ、更には地域の活力を取り戻すことができます。

町民の方から、子育て支援事業が定住化に対する効果や、定住化対策事業の成果はどうなっているのでしょうか。行政として事業をどのように評価しているのか。また、コロナ禍で地方への移住が見込まれる中、今後の事業をどのように繋げていくのかという声を聞きます。

下記についてお伺いいたします。

1、子育て支援事業及び定住化対策事業の費用対効果について。

2、若者定住化対策事業の成果と今後について。

3、第 5 期長期総合計画に基づく奥多摩創造プロジェクトは、残すところ 3 年となります。今後の方針についてお聞かせいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12 番、原島幸次議員の一般質問、第 5 期長期総合計画に基づく奥多摩創造プロジェクトに係る各事業の効果並びに成果及び今後の方針についてお答えをいたします。

1 点目の子育て支援事業及び定住化対策事業の費用対効果についてですが、町では、急速な少子化並びに家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、安心して安全な子育て支援を推進するにあたり、4つの基本理念を定め、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより住民が安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に寄与することを目的とする奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を平成20年3月に制定いたしました。

子ども・子育て支援推進事業は当初、8項目の事業からスタートし、毎年度、新規事業を追加しながら、平成27年度には現在の15項目の子育て支援策となり、平成27年度から令和2年度までの6か年にわたる事業費は約2億4,400万円となっております。

また、令和2年度に実施いたしました、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時のニーズ調査結果では、子育て環境の支援についての満足度は、「満足・やや満足」が68.1%、住み続けたいかの問いには、「住み続けたい・どちらかという住み続けたい」が75.7%という結果となっており、少子化定住化対策は、一定の効果があるものと認識しております。

次に、定住化対策推進の主な事業は、町営若者住宅や分譲地等の整備、空家バンクの推進や空家を活用する各種空家対策事業で、平成27年度から令和2年度までの6か年にわたる事業費は約13億9000万円に達しております。

これらの事業を推進した結果、その効果は、令和4年2月1日現在の人口、4,876人のうち、定住対策事業により定住した人口が576人で11.8%を占め、年少人口では346人のうち191人で、55.2%に及ぶ割合となっております。

2点目の若者定住化対策事業の成果と今後についてですが、只今申し上げた定住人口により地域コミュニティや保育園、小・中学校の活性化に繋がっていると同時に、空家バンク等への利用者登録件数や奥多摩に暮らしたい人登録バンクへの登録件数が増加していること並びにコロナ禍という状況も背景にあると思われませんが、移住・定住関連の相談件数も増加していることなどから、奥多摩町に興味、関心を持つ多くの方々がいることが町の将来にも繋がるものであり、こういったことも成果の一つであると考えております。

町では、今後も将来を見据えた持続可能な行政サービスを提供していかねばならないことから、ハード面とソフト面のバランスを取りつつ、地域コミュニティの現状も把握しながら、引き続き若者定住化対策を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

3点目の第5期長期総合計画に基づく奥多摩創造プロジェクトは、残すところ3年とな

ります。今後についてですが、第5期長期総合計画は、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくり、住みたい、住み続けたいを実現し、子どもからお年寄りまで誰もが健康で幸せに暮らせることを目指すものです。

この計画の目標は、第5期長期総合計画終了年度に人口4,300人を達成することで、人口減少により地域活力の低下や伝統文化の継承が困難となること、高齢者を支える人材の減少、空家の増加による防犯・防災力の低下、保育園や小・中学校の存続危機などを防ぐことでもあります。

町では少子高齢化による不安や新たな課題を解消するため、第5期長期総合計画の奥多摩創造プロジェクトに基づき、各種事業を推進しております。この奥多摩創造プロジェクトは、2つの柱、少子化対策の推進と定住化対策の推進で構成されており、更に、出会い・暮らし、子育て・教育、仕事、そして住まいの4つの分野別施策が位置付けられています。

現行の第5期長期総合計画の計画期間は、令和6年度までであります。今後も2つの柱と4つの分野別施策を相互に連携させながら、子どもからお年寄りまで、幅広い世代が生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを実現するために行政のみならず、議員皆様や住民皆様並びに関係機関のお力もお借りしながら各種施策を推進してまいります。

○議長（高橋 邦男君） 原島幸次議員、再質問はありますか。どうぞ。

○12番（原島 幸次君） ご答弁大変ありがとうございました。特に再質問はございません。終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、12番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

それでは、私からは、1点質問させていただきます。町が購入した小型バスの活用についてということです。

令和元年10月に発生した台風19号により日原街道の平石橋先が崩落、長期間に亘って日原街道が通行止めになりました。その後、人だけが通行できる仮設道路ができ、翌年の5月には仮設橋ができ、車両の片側交互通行が可能となりました。

ただ、重量規制のため西東京バスの中型車の通行ができないことから、町は、西東京バスと協議し、小型バスの導入を決定し、2台の小型バスを購入しました。令和3年2月の

日原街道本復旧までの間、小型バスが路線バスとして運行され、交通の足を確保でき、日原地区の住民皆さんをはじめ、多くの方々の不便さを解消することができました。

その後、この2台の小型バスの役目は終わったようで、現在は長畑にある西東京バスの車庫に眠っているようです。2台で約6,200万円、都の市町村災害復旧・復興特別交付金で購入したということで、その活用については何らかの規制や条件があるかもしれませんが、このままではあまりにももったいないと思います。

そこで、次の質問にお答えください。

小型バスの現在の活用状況と今後の活用についてお答えください。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問、町が購入した小型バスの活用についてお答えいたします。

この小型バスを導入した経緯につきましては、議員からもご説明がありましたとおり、令和元年10月に発生し、町に多大な被害をもたらしました台風第19号により被災した都道204号日原街道を通行するにあたり、地域住民等の交通の足を確保すること並びに仮設橋の重量規制をクリアするための車両が必要であったことから、2台の小型路線バスを導入したもので、令和2年5月11日から小型路線バスによる営業運行を再開いたしました。

導入にあたりましては、東京都のご理解をいただき、令和元年度に交付されました東京都市町村災害復旧・復興特別交付金を原資として積み立てた防災減債基金からの繰入金により財源対策を行い、路線バス事業者である西東京バス株式会社に対して、日原系統バス路線運行確保事業補助金として町が補助金を支出し、西東京バスが当該小型バス2台を購入いたしました。

補助金の総額は6,148万7,000円ですが、うち車両2台分の購入費用は4,864万2,000円で、残りの1,284万5,000円は、当該路線の運行経費に係る補助やコロナ禍で多くの観光客が押し寄せ、道路渋滞が発生した際の交通整理要員の費用などとなっております。

日原街道につきましては、令和3年2月20日に通行規制が解除となり、以降は、従前の中型路線バスによる営業運行に戻っております。

その後の小型バスの活用状況についてですが、令和3年5月からは、町の新型コロナウイルスワクチン集団接種時の送迎バスとしての活用、また、現在の3回目接種におきましても同様の活用を図っておりますが、日常的に活用ができているとは言い難い状況でもあ

ります。

西東京バスが車両の所有者であり、町は補助事業者で、その財源が東京都であることから、導入にあたりましては、町と西東京バスで覚書を締結しており、車両の法定耐用年数が5年であるため、当該年数が経過するまでは町管内での走行を原則としております。

一方で、日原街道の本復旧後については、双方協議の上、当該車両の取り扱いを定めることとしており、昨年8月にあきる野市及び日の出町から公共交通実証実験に係るコミュニティバスの予備車両としての使用依頼があり、その後、西東京バスを含め協議を行い、実証実験の効果検証結果の提供や町において緊急に使用する必要が生じた場合は、両自治体の使用を解除するなどの条件を付し、町管外における使用を可能とすることといたしました。

町管内においての今後の活用につきましては、西東京バスによりますと、小型バスの乗車定員は、運転士を含め29名と少ないため、観光シーズン等、多くの乗降客が見込める際にも比較的運行経路が長くなる町内の路線バスでの活用は、収益率が上がらない傾向にあるとの見解を示しております。このため今後は、チャーター等による活用を視野に入れながら有益な活用が図れるよう検討をまいります。

○議長（高橋 邦男君） 4番、小山辰美議員、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 再質問です。今、ご答弁ありがとうございました。今の答弁の中でチャーターもあり得るということですが、例えば奥多摩観光巡りバスツアー、日帰りなど企画したり、或いはちょっと変わってきますけれども、中学生のスクールバスにも考えられないのか。或いは町内巡回バス等も考えられるのか。その辺も伺いたいと思います。

また、今回の補正予算で、バス路線維持対策費として補正が2,000万円ほどありました。説明では前年度よりも少なくなっているということですが、小型バスの維持費に関係があるのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、小山議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

小型バスの活用の部分ということで、町長のほうから答弁ではチャーターということで発言をさせていただいております。小山議員からは観光巡りのバスツアーや中学生等が活用する学校での利用、或いは町内巡回バスというようなご提案もいただいたところです。

この辺につきましては、年に数回、西東京バスの営業部のほうと勉強会というようなことを通じて情報交換をさせていただいておりますので、西東京バス側としましてもやっぱ

り車を動かさずに眠らせておくというのは機械的にも良くないということもおっしゃっておいりましたので、そういうことも含めて実現可能かどうかというようなところは、今後、そういう勉強会を通じて検討並びに提案等してまいりたいと思います。その上で、実現可能な部分については、また改めてということで対応を図らせていただければというふうに考えております。

ただ、いずれにしても乗車定員が先程も言ったとおり少ないということなので、走らせれば走らせた分、お客さんが一杯乗ってくれば収益になるんですけども、やっぱり運転手の人件費というのは、大きい車も小さい車も同じですので、その辺で収益率が難しいという話はしていたところです。

それから、補正予算のお話をいただきまして、西東京バスに対する補助の部分、前年比では確かに減っているところなんですけども、やっぱりコロナ前に比べると非常に大きいお金を支出してるというのもこれも事実でございます。まだ西東京バスのほうも、なかなか客足というか、ああいう混交交通といいますか、戻ってこないっていう部分は今も言っているところです。その辺に小型バスの維持管理費の部分が入ってくるのかということなんですけど、向こうから提出された中では個別の車両費の部分まで見えてはきておりません。ただ、やっぱり2台持ってるということで、全くゼロということではないと思いますので、いずれにいたしましても今後チャーター等含めて活用できるような形で、有効に活用できるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田でございます。

私からは、2件ご質問をさせていただきたいと思っております。

まず施政方針についてです。令和4年度の師岡町長の施政方針についてご質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大が予断を許さない昨今、奥多摩町においても今現在も感染者が日々増加して心配されるところでございます。今後も世の中は方向性を見出せない状況が懸念されます。

先日、令和4年度の師岡町長の施政方針は、新庁舎の具体的な取り組み、また、民間企業との連携、デジタル係長の設置等、数々の新事業の展開が見られ、師岡町長のカラーが

色濃く出されているように感じました。

施政方針の中から3点伺いたいと思います。

1点目です。先程原島議員の一般質問でもありましたが、奥多摩町第5期長期総合計画の町の重要課題である人口減少の取り組みは、奥多摩創造プロジェクトの中においても少子化対策と定住化対策に重点を置き、推進をされておりますが、それに加えて重要な課題となっているのが空家問題だと思えます。

町長の施政方針の中では、長期総合計画の中の「第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」の部分に空家の文字を明記してあります。町としても奥多摩町空家等対策計画に基づいた施策に講じているのは承知しておりますが、現在の空家の増加状況を鑑みれば、迅速性を図るためには今こそ、それこそ官民協働での対応が必要だと思えます。これからの町の具体的な空家対策を伺いたいと思えます。

2点目です。第2期地域おこし協力隊が2名採用されました。地域おこし協力隊とは、過疎地域に住民票を移動し、地域おこし支援、農林水産業への従事、住民支援などを行いながら、その地域に定住定着を図る国の取り組みであります。

昨年は3回の公募を行ったと聞いております。今回採用された2名の方については、小河内漁業協同組合の課題解決、また、小河内地区におけるコミュニティの活性化の活躍に期待するとの町長の方針であります。地域おこし協力隊は、漁業協同組合とあわせて小河内地区の課題に対しても積極的に取り組んでいただくという理解でよろしいでしょうか。町の活性化にどう貢献してもらおうのか。第1期の協力隊の総括も含め、町としての方向性、計画性を伺いたいと思えます。

3点目です。総務課にデジタル推進係長が配置されることになりました。多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、役場組織の見直しを行っているところであるとの町長の方針であります。役場のデジタル化によって奥多摩町はどのようなことが最も有効と思えますか。3点であります。

2件目です。心の病の学びについて。心の病は、誰でもがかかる可能性のある病気です。厚労省によると、心の病、いわゆる精神疾患は約420万人にのぼり、生涯を通して国民の5人に1人がかかる病気だとも言われております。

国は、医療法が定める4大疾病、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に加え、平成25年から精神疾患を5大疾病の1つとしました。

OECD（経済協力開発機構）の調査では、コロナ禍の自粛生活でうつ病を発症した人

の割合は、コロナ拡大前の約2倍に増え、多くの人の心の健康に影響をもたらしているとの結果を出しています。また、精神疾患に関する人の発症年齢は、その半数が10代半ばと言われ、児童・生徒の年齢で、その多くが発症していることから、早期発見・早期治療の取り組みが必要とされています。

令和4年度より高等学校の保健体育で精神疾患に関わる項目が盛り込まれることになりました。近年は、ネット等で洪水のような情報を得ることができますが、果たして正しい知識に行き着いているのか、疑問があります。高等学校での学びは当然であると思いました。

私は、前職である地域活動支援センターで地域の精神疾患の方々と関わってまいりました。当事者の方からは、発症したと思われる時期について振り返ると、やはり小学校高学年から中学校のときであるという方が複数名おり、中には「大人になっても生きづらさを抱えていたので、病名が付いたことで安心した、もっと早く自分の病気を知りたかった」という方もいらっしゃいました。また、忌まわしい事件が起こると、メディアはこぞって精神疾患を関連させるような取り上げ方をされ、その度に世間からの偏見や差別を感じるというご意見もありました。

日本の精神疾患は、歴史的にも、法令的にも、身体障害や知的障害と比べ、障害者としての分類をされることが遅く、そのため社会には十分に認知されておらず、また、精神疾患に対して寛容ではない現実があります。

そこで、ご質問させていただきます。長引くコロナ禍、社会情勢の混迷、複雑化が予想されます。子供たちの心の健康が懸念されますが、奥多摩町の小・中学校での心の健康についての学びは、どのようにされていますか。また、高等学校で精神疾患が学習項目に入ることで奥多摩町の教育現場での新たな動きはありますか。

以上2件であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えいたします。

なお、2点目の質問、心の病の学びについては、教育委員会の所管となりますので、後ほど教育長から答弁をいたします。

はじめに、施政方針についてお答えいたします。

1点目のこれからの町の具体的な空家対策を伺いますについてですが、町では平成27年6月に町民と行政とが協働し、少子化定住化対策を推進するため、町職員が各自治会の状

況を把握し、町民と連携した空家対策などができるよう、定住サポーター制度を立ち上げ、空家調査を行っております。この定住サポーターは、役場職員で構成され、現在、事務局7名及び各自治会を担当する定住サポーター41名の体制で自治会と協働して毎年空家調査を実施し、実態把握に努めております。

また、調査で得られた情報は、平成27年度末に導入しました空家調査活用システムに所有者や物件状況並びに位置情報などを入力し、システム上で一元的に管理しており、これらの情報をもとに、空家所有者に対してアンケートによる意向調査及び町が実施している空家バンク制度や空家等活用促進事業交付金制度などの情報をご案内し、空家活用に向けて所有者のご協力が得られるよう努めております。

町では、これらの取り組みにより空家バンクへの登録促進やご寄付いただいた物件をいなか暮らし支援住宅や若者定住応援住宅、或いは建物除去後の跡地を町営若者住宅用地や分譲地として活用させていただき、空家の数を減少させると同時に、空家を活用した各種定住対策事業を推進しており、現在までに121件の空家活用を図ることができました。

議員からご質問のありました官民共同での対応が必要ではないでしょうかについてですが、現在、町では空家バンクに登録された物件に関しては、物件調査をはじめ、物件所有者と購入・賃貸希望者の契約手続きや仲介に関する問い合わせなどを奥多摩総合開発株式会社に委託し、事業を推進しております。

また、町内における新たな取り組みといたしまして、昨年12月にJR東日本と民間会社「さとゆめ」が共同出資し設立されました「沿線まるごと株式会社」が鳩ノ巣駅を拠点に、今後、沿線に点在する空家をホテルの客室として活用するため改修し、沿線の活性化を図る取り組みを始めることとしております。

町といたしましては、こうした民間の事業との連携も図りながら、空家対策を進めてまいります。

2点目の第2期地域おこし協力隊の活動方針及び第1期地域おこし協力隊の総括を含め、町としての方向性、計画性を伺うについてですが、この3月1日付で採用いたしました隊員2名は、大学卒業後、民間企業での経験が1、2年という20歳代前半の若者で、静岡県から移住してまいりました。

今回の隊員につきましては、3回目の募集でようやく採用できたということで、議員皆様におかれましても、これまでの町議会で度々ご質問のあったことから、大きな期待を寄せられていることと存じます。

この2名の隊員の活動内容につきましては、担い手不足が深刻化している小河内漁業協

同組合における課題を解決することが主たる目的であり、まずは当該課題の解決に資するよう奥多摩さかな養殖センターでの研修をはじめとして、必要なスキルを一つずつ習得し、焦らずに取り組んでいていただきたいと考えております。

また、同時に、この町全体のことを知り、地域特性を理解することや地域住民の方々や関係機関の方々に顔を覚えてもらい、受け入れていただくことや町での生活に必要なノウハウといったものも身につけ、少しずつ馴染んでいただきたいと考えております。

相田議員からは、小河内地区の課題に対しても積極的に取り組んでいただくという理解で良いかというご質問をいただきましたが、この部分につきましては、令和3年第2回町議会定例会におきまして1番、伊藤英人議員からの一般質問の答弁で申し上げたとおり、受け入れ団体や隊員に全てを任せてしまうのではなく、町職員や小河内振興財団の職員となった第1期隊員とも連携しながら課題の解決に取り組んでまいります。

また、町の活性化への貢献につきましては、隊員の生活拠点が留浦地区であり、それ自体が地域コミュニティの活性化に貢献するものと考えています。

3月1日、私から辞令を交付した際には、隊員からしっかり頑張っていきたいという力強い意志が感じられました。一方で、隊員は非常に真面目で、肩に力が入り過ぎているようにも受け取れましたので、議員皆様におかれましても少し長い目で見守っていただければ幸いです。

次に、第1期協力隊の総括を含め、町の方向性、計画性を伺うについてですが、第1期隊員は3名で、そのうち1名が小河内振興財団の職員となって引き続き川野地区に居住し、小河内地域の活性化のために活動しております。

当初は3名とも任期満了後も町内に残る考えを持っておりましたが、結果として2名は、それぞれの進む道を自ら判断し、町外に転出されました。町といたしましても3年間の隊員生活で築き上げたものを活かし、そのまま居住していただければ地域にとっても良いことと考えていましたが、最終的には個人の考えを尊重いたしました。

そういった意味では、任期満了後の仕事や生活を見据えながら、また、受け入れ地域のニーズと隊員側のマッチングをより考慮しながら採用すべきと認識したところであります。

町では今回の隊員募集に当たって、おためし地域おこし協力隊というミスマッチを防ぐ体験プログラムを取り入れました。今後も隊員希望と受け入れ地域等のニーズを確認しながら必要な対応を図ってまいります。

3点目の役場のデジタル化によってどのような事が最も町に有効とされますかについてですが、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指す

べきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されております。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を行う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要と思われています。

このようなことから国では、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）における自治体の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び各省庁による支援策等を取りまとめ、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画が策定されております。

また、行政サービスの電子化、自治体のシステムの標準化、マイナンバーカードの利便性向上など、これを強力にリードする司令塔が必要であることから、令和3年9月1日にデジタル庁が創設されております。

町といたしましても国の自治体DX推進計画を契機に、デジタル化を担うICT人材の確保や育成のほか、自治体業務の効率化及び標準化並びに住民サービスの利便性の向上について検討していく必要があります。

今回新たに設置するデジタル推進係長は、役場全体におけるデジタル化の意識向上、各課業務の最適化などについて、様々な観点からどのようなことが最も町にとって有効かを研究・検討していくことを目的に係長職を配置するものでございます。

○議長（高橋 邦男君） ここで、中央演台の清掃を行いますので、暫くお待ちください。
若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 3番、相田恵美子議員の2件目の一般質問、心の病の学びについてにお答えをいたします。

ご質問の奥多摩町の小中学校での心の健康についての学びはどのようにされていますか、また、高校で精神疾患が項目に入ることによって教育現場での新たな動きはありますかですが、はじめに、小学生の心の健康の学びですが、小学校の学習指導要領では、第5学年の保健体育の「心の健康」の項目の中で、「心の発達」「心と体のつながり」「不安や悩みへの対処」「体がリラックスすると心もリラックスする」について学びます。

具体的な学びについては、心の健康は、心は年齢とともに発達すること、心と体には密接な関係があることについて理解できるようにすること及び不安や悩みへの対処について課題を見つけ、それらの解決を目指して知識及び技能を習得し、解決の方法を考え、判断

するとともに、それらを表現できるようにすることをねらいとし、実施をしております。

次に、中学校の心の健康の学びでございますが、中学校の学習指導要領では、第1学年の保健体育の心身の発達と心の健康の項目の中で、心の発達1として「知的機能と情意機能の発達」、心の発達2として「社会性の発達」「自己形成」「欲求不満やストレスへの対処」について学びます。

具体的な学びについては、心の健康を保つには、適切な生活習慣を身に付けるとともに、欲求やストレスに適切に対処することが必要であることを理解できるようにし、欲求には、営利的な欲求と心理的、社会的な欲求があること、また、精神的な安定を図るには、日常生活に充実感を持てたり、欲求の実現に向けて取り組んだり、欲求が満たされないときに自分や周囲の状況から、より良い方法を見つけたりすることなどがあることを理解できるようにする。

ストレスへの対処には、ストレスの原因となる事柄に対処すること、ストレスの原因についての受けとめ方を見直すこと、友達や家族、教員、医師などの専門家などに話を聞いてもらったり、相談したりすること、コミュニケーションの方法を身に付けること、規則正しい生活をするなど、様々な方法があり、それらの中からストレスの原因、自分や周囲の状況に応じた対処の仕方を選ぶことが大切であることを理解できるように学習をいたします。

次に、高校で精神疾患が項目に入ることで教育現場での新たな動きはありますかですが、令和4年度から高校の学習指導要領が改訂をされ、保健体育の授業で「精神疾患の予防と回復」を指導することになります。これは、うつ病、統合失調症、不安症といった精神疾患は若い世代に発症しやすいにも関わらず、正しい知識を学ぶ機会がなかったことが背景にあります。

今回の学習指導要領の改訂は、高等学校でございますので、現時点では、小学校、中学校においては、先程ご説明したとおり、小・中学校の学習指導要領に沿って実施をしております。

なお、小中学校の学習指導要領の基本的な考え方といたしましては、保健においては、「健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある」とされており、一体的な学びができるように今後も努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 再質問させていただきたいと思います。

1点目の町長の施政方針の中での空家対策についてなんですけども、先程町長おっしゃいましたが、各自治会に定住サポーター制度があって41名の方が関わっていらっしゃるということだったんですけれども、住民にはこの定住サポーターの制度が周知されていないんじゃないかと思うんですけど、それが1点です。

そして、もう一点なんですけど、奥多摩の空家問題は、先程も町長おっしゃいましたけども、JRとさとゆめが一緒になって、鳩ノ巣駅を中心に空家の活用をして取り組んでいくということでありましたけれども、活用推進と同時に、発生抑制も必要ではないかと思っています。今まさに空家の問題、住民が直面しているのは、私と同世代、それから少し上の中老年の方々です。住民の人生設計とかにも関わってくる重要な問題ですので、言うならば中老年の支援の1つになるのかなというふうに思っています。例えば相続や管理等に関する啓発活動とか、いつでも相談できるワンストップ相談窓口の設置とか、空家の発生の抑制にも繋がるのではないかなと思うんですね。以上2点を再質問させていただきます。

2件目の心の病についてなんですけれども、わかりました。今回質問するにあたって、当事者の方々に改めてお話を伺いました。やはり小・中学校のときに、自分自身もわからず、周りの理解もなくして苦しい経験を重ねてきて自己肯定感が低い方々もいらっしゃいます。

それで、質問なんですけども、例えばストレスの解除方法だけではなく、発達障害とかが基盤になって苦しんでいる児童や生徒の方もいらっしゃると思うんですね。そこを相談できるような体制は今現在、奥多摩町にありますでしょうか。再質問お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 3番、相田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の定住サポーター制度の周知が足りないのではないかという部分でございますけれども、まず定住サポーター制度については、毎年各1回自治委員会議がございます。その中で自治会長にはそのような説明をしているわけでございますけれども、町全体の中で周知が足りないのではないかという部分については、周知の方法については検討してまいります。

また、2点目の空家が増えることによる発生への抑制ということで、中老年の方々というようなお話でありました。それらのワンストップの窓口という部分のお話でございますけれども、空家が増える中で、町としてもどのような対策を今後必要かというのは、他

の自治体でもそうしたいろいろな取り組みが行われているところがございますので、そうした部分も参考にしながら、今後、検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田議員の2点目のご質問にお答えします。

発達障害等の相談体制についてでございますが、まず学校にはSCと言われるスクールカウンセラーがおります。また、教育相談室にSSWと言われるスクールソーシャルワーカーがおりますので、そちらを活用して相談体制の構築を図っております。

また、先程教育長のご答弁の中で、児童・生徒による教育の部分もお話ししたんですけれども、まず気づきの部分が非常に重要でございますので、生徒の指導提要というのがございまして、この中では養護の教諭ですとか、学校の先生が早期に気づく、または保護者に気づきを促す、そのような形で教育機関の相談機関と連携しながら、児童・生徒の問題に対して対処していくというようなこともございますので、今回、児童・生徒の部分では高校の部分で変わって特にありませんが、日頃から教育の教える側の立場としてはその部分も十分に踏まえて対応しているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

○3番（相田恵美子君） 議長、ちょっと質問ではなくて意見を述べさせていただきたいんです。

○議長（高橋 邦男君） いや、質問だけにしたいと思います。

○3番（相田恵美子君） わかりました。これで終わりたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、1点、農地法許可と非農地証明の手続きの迅速化をについてご質問いたします。

農地法では、農地保護や農業振興の目的などのため、権利移転（農地法第3条）、農地転用（同第4条）、農地転用・権利移転（同第5条）を規定し、都道府県等の許可が必要とされています。

また、非農地証明願いは、地目が農地であっても現況が宅地や山林等の非農地の場合、非農地を証明して所有権移転等の登記を可能ならしめる制度であります。

現在、農地法許可や非農地証明の申請後、手続きが遅延し結論が示されないケースがあると聞いております。このような場合、農地の荒廃や有効利用がされなくなったり、権利関係が不安定になる恐れがあります。

以上を踏まえ、お伺いいたします。

1点目としまして、奥多摩町の農地法許可及び非農地証明の申請の手続の概要についてお伺いいたします。

2点目としまして、当該申請後、長期案件になった申請者への説明や指導はどうかお伺いいたします。

3点目としまして、当該申請後の行政手続きについて今後どのような問題等の認識があるか、また、それについてどのような方策のお考えがあるか、町長のご所見をお伺いいたします。

以上、3点についてよろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、農地法許可と非農地証明の手続の迅速化をについてお答えいたします。

ご質問の1点目、奥多摩町の農地法許可及び非農地証明の申請の手続きの概要についてお伺いしますについてでございますが、農地法における主な手続きといたしましては、農地を耕作目的で売買したり、貸借する場合などの権利移転を行う場合は、農地法第3条の手続きが必要となり、農業委員会、町では、農業推進協議会の許可が必要となります。

また、ご自身が所有する農地を宅地などの農地以外の地目に変更する農地転用を行う場合は、農地法第4条の手続きが、第3条の権利移転と第4条の農地転用を同時に行う場合は、農地法第5条の手続きが必要となり、それぞれ都道府県知事の許可が必要となります。

町における農地法許可等の申請手続きの概要ですが、基本的には、事前に申請者から相談があるものがほとんどとなります。

まず第3条の手続きですが、事前相談の際に、売買または貸借される農地や耕作の状況などを確認させていただき、申請に係る必要事項等をご説明いたします。その後、申請書の提出をいただき、内容の確認を行うとともに、町職員と町農業推進協議会委員で現地確認を行い、許可が妥当と判断した場合は、年4回の予定で開催しております町農業推進協議会に諮り、承認された場合、町長名により申請者へ許可書を交付する流れとなっています。

一方、第4条、第5条の許可権者は東京都知事となりますので、第3条の手続きに加え、事前に東京都農業振興事務所の担当部署へ申請内容の確認及び東京都職員による現地確認が必要となり、許可が妥当と判断された場合は、町職員と町農業推進協議会委員で現地の再確認を行った上で、町農業推進協議会に諮り、承認された場合、許可申請書に町の意見書を添えて都の担当部署へ提出いたします。その後、東京都農林水産部に設置された農地調整会議でご審議いただき、承認された場合、東京都知事名により町長へ許可指令書とともに申請者への許可書が交付されることとなりますので、3条の手続きよりも許可証が交付されるまでの期間が長くなります。

また、法律に定められた証明ではありませんが、登記簿上の地目が畑であっても、その現況が宅地や山林などの農地以外となっている土地で一定の条件を満たしている場合は、非農地としての証明を行うことができます。

非農地としての証明は、基本的には次の要件により判断することとなります。

自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然荒廃した土地で、農地への復元の見込みがないことなどの自然的要因の場合と、人為的に転用した土地、いわゆる違反転用を行った場合で、その転用事実行為から20年以上経過していることが証明できる土地などが対象となります。前者の自然的要因の場合は、農業委員会（町では農業推進協議会）が許可権者となりますが、申請をいただいた後、東京都と協議の上、都職員による現地調査などの事実確認が行われ、申請内容が妥当であると判断され、同意をいただいた上で、町農業推進協議会へ報告し、非農地判断通知を交付いたします。

後者の人為的要因の場合は、東京都知事が許可権者となりますが、この場合のほとんどのケースが農地法の手続きが必要なことを知らずに、地目「畑」の場所へ家屋を建ててしまい、農業委員会や東京都の現地調査などによりその事実が判明する場合があります。

基本的な流れは、東京都への協議等で若干の違いはありますが、先程ご説明いたしました自然的要因の場合と同様の流れとなります。しかしながら、本来の手続きを踏まずに転用行為を行ってしまったため、20年以上継続して農地以外の土地として使用されていることが客観的証拠として確認できなければ、非農地としての判断ができないものとなり、この場合は、農地法の許可手続きを改めて行うこととなります。

申請で必要とされる20年以上継続して、農地以外の土地として使用されていることが客観的証拠として確認できる書類、例えば発行日が記載された住宅地図や日付が入っている当時の写真などが必要となりますが、この書類が用意できずに手続きが止まってしまう案件もございます。

基本的な農地法の許可申請手続きや非農地の証明を行うための手続きの概要につきましてははただいま申し上げたとおりであります。個々の案件により手続きが複雑となるケースもございます。

ご質問の2点目、当該申請後、長期案件になった申請者への説明や指導はどうかお伺いします。農地法の許可申請等を担当しております観光産業課へ確認したところ、事務手続き上、長期案件になってしまうケースもあり、基本的には申請者へその理由をご説明し対応させていただいておりますが、調整が難しく、結論が示さないままとなり、申請者への説明が不十分となったケースもあるとの報告がございましたので、今後は、適切なタイミングで丁寧な対応を図るよう指示したところであります。

ご質問の3点目、当該申請後の行政手続きについて今後どのような問題等の認識があるか、また、それについてどのような方策のお考えがあるか、町長のご所見をお伺いします。行政手続きにつきましては、私から問題認識や方策を申し上げるまでもなく、全ての手続きは公平で公正な立場に立ち、遅滞なく処理することは当然のことです。

しかしながら、様々な要因による処理が滞ることがあるのも事実であり、ご迷惑をおかけする案件もございますが、遅滞することなく、また、丁寧な対応が図れるよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

色々課題があるというお話でしたけども、公正で遅滞なく丁寧な行政手続きをされるということで、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

1点質問したいんですが、今回の農地法とか非農地は非常に専門性が高く、法律知識とか、山林の地権とか判断力もかなり必要になってくるのかなと思うんですけども、場合によっては今お話がありました色々な要因で仕事が進まなくなってしまう、仕事を抱えて悩んでしまうこともあろうかなというふうに思うんですけども、そういうときには、職員の相談に乗れるような体制とか、ライン的な面ではちょっとあれなんですけど、横断的にスタッフ部門的な、職場の全体を見回して、もし仕事が滞ってればそういう相談に乗ったり、アドバイスしたり、そういうような部署もあっても良いのかなというふうに思います。そのようなサポート体制が組んでいければ、ある程度の問題解決、この農地法に限らず、いろんな場面での問題解決の糸口になるのかなというふうに思っております。町長もいつもおっしゃるように、人材を大切に育てるということもおっしゃっていますので、どうかそういう点もよろしくお願ひしたいと思ひます。その点について何かあれば、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 井上副町長。

○副町長（井上 永一君） 石田芳英議員の再質問にお答えいたします。

農地法等法律の専門的な知識が必要だということで、そこら辺のバックアップ体制ということですけども、職員、または係長、課長ということで、報告・相談・連絡という体制をとっておりますけれども、あとはそれを不明の場合は東京都への相談、或いは町のほうで今、文書法制係もございますので、そちらのほうで法律等の確認をする等、そういうような対応の中で、今後こういう専門的な部分についても対処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、国内感染から2年以上が過ぎました。この間、ウイルスは変異し、オミクロン株、BA.2株と感染力が強まっております。ここで感染予防・感染拡大防止などに取り組んだ結果、町の感染を最小限に抑えられていると思ひましたが、ここに来て感染が増大しております。町長はじめ、町職員、医療従事者と多くの関係者の方々と町民皆さんの努力に感謝いたします。

町長の施政方針より第5期長期総合計画について3点質問させていただきます。

1、「第1章 みんなで支えるホットなまちづくり」では、予防費について、健康推進活動、健康づくり、定期予防接種、食育推進、そして、各種検診などを行うとして、4,710万3,000円の予算が組まれております。各種検診では、特定健康診査、がん検診、糖尿病重症化予防等は、病気の早期発見・早期治療により医療費の上昇抑制となります。その検診率により国民健康保険事業への補助金が支給され、国保税の補填となります。当町の受診率は、西多摩郡内でも特に低く、改善が望まれます。そこで、町長の特定健康審査に対する所見と受診率向上の施策をお伺いします。

2、「第4章 みんなの力がつながる観光・産業づくり」、国土交通省観光庁は、コロナ感染症により観光客の行動が変化してきていると発表しております。その一因は、3密を避ける行動にあると思います。当町の観光は、屋内施設が少なく、3密を避けての観光ができるという利点があり、プラスに働くのではないかと考えます。奥多摩観光の一番は、アナログな大自然であります。このアナログな大自然をいかに楽しんで満喫していただけるかが観光客の増加とリピーターに繋がるものと思います。そして、町内に長く滞在していただき、お金を落としていただく工夫・施策により宿泊、飲食、買い物、施設利用などへ波及効果は大変大きなものになると思います。ウイズコロナ、アフターコロナの時を逃さない町長のお考えをお伺いします。

3、巨大地震や台風、集中豪雨などの災害は、いつ起きても不思議でないと言われております。現に台風19号により日原地区は都道が崩壊し、孤立が発生しました。そのことから昨年の町長の施政方針では、孤立化防止対策としてヘリポートの整備、バイパス道路の建設が挙げられました。しかし、今年の施政方針では、このことに触れていませんでした。日原地区へのヘリポートの整備、バイパス道路の建設について今年度の進捗と来年度の取り組みについてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の一般質問、施政方針についてお答えいたします。

1点目の町長の特定健康診査に対する所見と受診率向上の施策をお伺いしますについてですが、特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から市町村が国民健康保険被保険者に対して実施している保健事業で、5年間の受診率の目標値を定めた第3期奥多摩町特定健康診査等実施計画に基づき実施しており、また、平成29年

度からは集団健康診査として10月時点の未受診者に勧奨し、福社会館や文化会館で実施しております。

特定健康診査は、この5年間の受診率、受診者数は増減を繰り返している状況で、受診率の向上は毎年度の課題であったことから、令和元年7月には青梅市医師会を通じ、青梅市内で医師会に加入している35医療機関と契約を締結し、町外でも特定健康診査が受診できるよう対応いたしました。

また、特定健康診査後の特定保健指導は、特定健診の受診者の中で、結果が思わしくなかった方に対して生活改善の指導を委託業者が対面で行うものですが、特定保健指導受診率は年々減少しており、令和2年度においてはコロナ禍の影響により保健指導は実施できませんでした。

町では被保険者皆様ご自身が健康状態を把握し、健康の維持・増進を図っていただくために、多くの皆様に特定健康診査やその他の検診等を受診していただきたいと考えており、この健康の維持・増進が病院への受診や医療費を抑え、国民健康保険の安定的な運営にも資する側面も持っておりますので、今後もお知らせや実施方法を検討して受診率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

また、受診率の向上として、がん検診と特定健康診査の同時実施の体制づくりや自治体独自の制度として、自らが楽しみながら健康づくりを行い、健康意識を高め、健康診査等の受診率向上を目指すことを目的とする国保健康ポイント制度などがあり、健康診査等を受診することによって健康ポイントが貯まり、一定のポイントが貯まると、国保健康ポイント割引券が交付され、健康診査等の受診費用の割引や町内等の商店などで商品の購入に対し割引が受けられる制度の導入などが考えられますが、初期費用をはじめ、多くの費用がかかること、関係機関との協力体制など課題もございます。

町では平成19年4月に管理栄養士を採用し、住民の栄養指導施策を推進してまいりましたが、平成30年3月の管理栄養士の退職後は、後に採用した栄養士の資格を持つ職員が資格の範囲内で関われる業務のみを続けており、保健事業と介護予防の一体化実施及び地域共生社会の実現に向けて保健・医療・福祉の連携による地域づくりの重要性から、この4月より管理栄養士を配置し、保健師とともに自治会や戸別訪問の保健指導を行う予定であり、その際に特定健康診査などへの受診呼びかけを積極的に行ってまいります。

特に、糖尿病性腎症重症化予防事業では、保健指導を行っても、まだ自分の状態では大丈夫とか、普段から医者にかかっているなどで受診を断られるケースが多く見られることから、かかりつけ医からの適切な受診勧奨も行っておりますが、特定健康診査などへの受

診勧奨も医師から促していただきたいと考えております。

また、西多摩医師会においても西多摩の市町村が足並みをそろえて特定健康診査などの事業を実施した際に連携を取りながら事業を強化していく考えでおります。

いずれにいたしましても、町民皆様が明るく健やかに暮らすためにはまず健康でなければいけませんので、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう保健事業に取り組んでまいります。

次に、2点目のウイズコロナ、アフターコロナの時を逃がさないについてですが、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えず、観光業界をはじめ、様々な業種の皆様にも大きな影響が出ております。第6波もピークアウトしたとの報道もございますが、下げ止まりの状況もあり、また、ステルスオミクロンと呼ばれるオミクロン変異株の流行の兆しもある中で、これから先も暫くはこの厳しい状況が続くものと思っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、都内への人流が抑制された反面、3密を避ける行動などにより例年より多くの観光客の皆様が奥多摩の大自然を求めて来町されており、コロナ禍における人々の流れの変化を私自身も肌で感じたところであります。

また、今回のコロナ禍の経験により人々の考え方や働き方、或いは生き方ということも従前とは変化してきており、自然豊かな奥多摩町の価値が再び注目され、良い方向に見直されつつあるとも感じております。

議員が申されますように、町を訪れる方に長く滞在していただき、お金を落としていただくことが今回のコロナ禍だけでなく、観光立町を標榜する町にとっては長年の課題であります。この課題を解決していくためには行政だけでなく、観光事業者皆様をはじめ、地域住民の皆様のご協力も欠かせないものと考えております。

ウイズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式の変化や社会・経済情勢が大きな転換期を迎えている状況ですが、時代の変化や観光客のニーズを的確に捉え、行政や観光事業者だけでなく、住民皆様のご意見も伺いながら、これからの観光の在り方について検討してまいります。

次に、3点目の日原地区へのヘリポートの整備、バイパス道路の建設について今年度の進捗と来年度の取り組みについてですが、日原地区へのヘリポートの整備につきましては、令和元年第4回町議会定例会において9番、石田芳英議員、令和2年第4回町議会定例会において8番、小峰陽一議員からの一般質問にお答えしておりますが、毎年、東京都町村会並びに東京都町村議会議長会合同で都知事、各局幹部及び都議会に対し、次年度の東京都予算編成に対する要望について実行運動を実施しております。

今年度は、令和4年度東京都予算編成に対する要望において地域防災対策の促進として、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）災害において日原地区の住民が長期間孤立する状態が続いたことを示し、台風などで道路が通行止めとなった場合の地域住民の孤立対策及び西多摩地区は多くの観光客や登山者が訪れる地域であることから、地域住民への対策と合わせて観光客への食料や宿泊施設、避難場所の確保が難しいことで、観光客の孤立対策なども重要となること、また、檜原村と連携し、山間部の居住箇所周辺に人的輸送や物資輸送を可能とする事項を示し、山間部町村へのヘリポートの早期設置を要望しております。

日原地区へのヘリポートの設置につきましても東京都に対し引き続き要望してまいります。東京消防庁では、緊急時や災害等で交通手段の寸断など、緊急事案が発生した場合には、ヘリコプターの機動力を最大限に活かし、空から迅速かつ効果的な消火・救助・救急活動を展開するため、専門部隊である航空消防救助機動部隊を平成28年1月に発隊させ、林野火災や山岳救助、自然災害等により生じた孤立地域の救助・救急事案への対応力を強化しているとのことで、日原地域においては、緊急離着陸場や居住地周辺での見通しの良い地点を確保することで、救助・救急事案に対してホバリングなどでの対応も可能であることから、東京消防庁の協力を仰ぎ、有事に備えてまいります。

来年度につきましても引き続きこれまでの災害状況を示し、次年度の東京都予算編成に対する要望を進めるとともに、ヘリポートが早期に整備されるよう働きかけてまいります。

次に、バイパス道路の建設についてですが、関連質問として、令和2年第4回町議会定例会において8番、小峰陽一議員、令和3年第3回定例会において11番、高橋邦男議員からの一般質問にお答えしておりますが、一般都道204号線（日原街道）では、令和元年東日本台風（台風第19号）の影響により道路が崩落する災害が発生し、日原地域の住民皆様には長期間にわたりご不便、ご心配をお掛けいたしました。令和3年11月末をもって道路の復旧工事が完了しております。

町では、令和元年東日本台風の災害を経験し、アクセスルートが限られている日原地域において激甚化する自然災害に備えたダブルネットワークの構築として、一般都道204号線日原街道のバイパス機能を有した安全で安心できる新たなアクセスルートの整備について、令和2年度より東京都予算編成に対する要望において新たな要望事項として整備要望を行っております。

今年度につきましては、令和4年度東京都予算編成に対する要望において整備要望を行っておりますが、事業の促進には至っていない状況でございます。また、来年度につま

しても引き続き、次年度の東京都予算編成に対する要望を行うとともに、その実現に向けた取り組み、或いは働きかけを行い、災害に強いまちづくりに努めております。

○議長（高橋 邦男君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） ご答弁ありがとうございました。観光事業について再質問させていただきます。

昨年、多くの観光客が奥多摩町を訪れました。町長おっしゃるように、私もかなり肌で感じて多いなというふうに感じました。例えば鳩ノ巣の無料駐車場は、休日にもなると朝から満車で、そういう日が何日も続くというような状況でした。あと昨年夏ですと、奥多摩駅周辺では不法駐車が多く見られて、路上駐車や民間駐車場に無断駐車をするというようなちょっと目に余るような状況がありました。また、駐車場はなく、通過車両も相当数あるのではないかと思います。

やはり先程私申し上げましたけど、滞在時間を長くしてお金を落としていただくということになると、滞在していただくには駐車場はやっぱり必要ではないか。3密を避けるために電車以外に車というのが適切というような判断をされているんじゃないかと思うんですけど、先程宮野議員が立体駐車場というようなお話もありましたけど、ぜひ氷川地区、あるいは鳩の巣、そういう観光客が多く訪れるところに駐車場を造っていただきたい。例えば場所がないとすれば、お金がかかりますけど、山に穴を開けて中に駐車場を造るとか、少し大胆な考え方もしていかないと、川に蓋をしてその上に駐車場を造るという訳にいかないと思いますんで、やはり目に見えない部分で駐車場を確保するとなると、そういうような必要性もあるんじゃないかなと思いますけど、その辺の見解を教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、木村議員さんからの再質問にお答えいたします。

コロナ禍も含め、今までもそうですが、多くのお客様が土日、観光シーズンには来町されるという中で、やはり駐車場問題というのは、今までのこの議会の中でも複数名の議員の方からもご質問いただいているところでございます。

木村議員さんからもお話があったとおり、このV字溪谷の急傾斜地が多い奥多摩町の中に多くの駐車場を確保するという部分につきましては、お話もありましたとおり大きな費用がかかるということと、場所も限られているというような状況で、山に穴を開けて駐車場を造るというような大胆なご発想も今お話を伺いました。

そんな中で今まで取り組んできた直近の中では、a k i p p aさんとの連携、これは民

間の空地を利用するので、なかなか増えていかないというところもございますが、あとは駐車場の確保ができないというところで、交通整理員を配置して、渋滞の解消を図っているというようなところがございます。そのようなところの対応でしかできていないのが現状でございます。

駐車場の問題は過去からも、これから先も当然ついて回る課題だと考えております。どのような部分で駐車場が町のどこの場所に造れるのかというふうなところも非常に難しい問題がございますが、今後、駐車場として造れるような場所があるのか、そのあたりも含めて、また、どういった対策で駐車場以外に、例えばJRを使っていただいて公共交通機関を利用していただきながら観光を楽しんでいただけるというような取り組みも含めて検討が必要かなと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

令和4年度大型連休中の観光対応について。これまでも町議会定例会一般質問の中で、オーバーツーリズム、持続可能な観光立町のためのルール策定、河川利用の適正化については度々指摘させていただいておりますが、その進展の確認も含めて、再度になりますが、伺いたいと思います。

令和4年の大型連休、いわゆるゴールデンウィークは、10連休ほどになるかと予測できます。連休時等には多数の来町者が見られますが、コロナ禍以降、観光施設の定員制限等もあるため、受け入れ許容量を超えるような来町により町民とのあつれき、自然環境への負荷の問題、オーバーツーリズムが発生する懸念がございます。

コロナ禍の中で観光シーズンを迎えるのは今年で3回目となり、町内のどこでどういった問題が発生しやすいのか、町としても把握しているかと思いますが、春の大型連休に先立って町の対策案を確認いたしたく、以下、質問させていただきます。

1、奥多摩駅近く奥氷川神社下の河原は河川利用者が多く、ごみの置き去り、騒音等の問題が発生しております。これらの問題に対して令和2年12月には日原川の流れを変えることにより河原に人が入れないようにする改修が行われ、（これは後に土地掘削等の許可範囲外での行為だったため、原状に再改修されました。令和3年3月議会の一般質問を参

照くください。) 令和3年8月には町民有志によるごみ拾い活動が実施され、町としても同年同月、観光ごみ対策実証実験を実施しております。

河川管理者である東京都建設局と連携し、対策を講じるという令和3年3月議会一般質問での答弁を踏まえ、河川利用の適正化や観光ごみ対策事業等、氷川溪谷や鳩ノ巣溪谷での令和4年度の町の対策の予定、計画はいかがでしょうか。

2、町営駐車場等においても利用の適正化に関する対策が必要であると考えます。パーベキューごみの置き去り防止や新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から駐車場の閉鎖を実施した場所もありますが、民間警備会社による駐車場の交通整理を実施した場合があります。

観光立町を標榜する奥多摩町として、町営駐車場等の安易な閉鎖は、町の観光産業の後退を招きかねず、可能な限り鳩の巣駐車場や役場横タイムズ駐車場同様の管理体制を敷いた状態でのシーズン中の町営駐車場等運営を実施すべきと考えております。町のご所感はいかがでしょうか。

3、受益者負担の原則という考え方がありますが、奥多摩町の自然環境という資源の活用により都民に健康増進、レクリエーションの機会を提供しているという点で東京都もまた受益者であります。奥多摩町でのオーバーツーリズムの問題は、町単独で取り組むべきものではなく、東京都に対しても相応の協力を要望する必要があると考えます。

オーバーツーリズムの問題に関して国立公園管理者、河川管理者でもある東京都との連携、協力体制の構築は現在どのくらい行われているのか。ルール策定等、今後の展望はいかがでしょうか。

町ホームページリニューアルについて。ここ数年、町のホームページアクセス件数は上昇しており、特に、台風、断水被害のあった令和元年度は、ふるさと納税の寄附金額の上昇も見られ、奥多摩町への注目度の高まりが感じられます。コロナ禍の本格化した令和2年度においてもふるさと納税寄付金額は前年同水準で、ホームページアクセス件数は上昇しております。

令和2年度のページアクセス数上位の内訳は以下のとおりです。令和2年度奥多摩町事務報告書総務課秘書広報係の項より抜粋です。

1、新型コロナウイルス感染症対策関連情報 11万4,786件、2、空家バンク登録物件一覧 11万4,329件、3、0円空家バンク登録物件一覧 10万2,479件、4、空家バンク 8万4,165件、5、0円空家バンク 5万3,899件、6、観光情報 5万279件、7、奥多摩トレッキングコース 4万9,446件、8、定住支援 4万224件、9、若者用空家バンク登録物件

一覽3万3,304件、10、観光情報（奥多摩湖エリア）3万352件。

1の閲覧者の主体は奥多摩町民でしょう。ですが、それ以外の9項目は、空家バンク、定住支援と観光情報であって、町外の方たちを主体とする閲覧であろうかと思われます。町ホームページも、奥多摩町自体も町内外から大きな注目を浴びていることが分かります。

また、町外の方の中には移住検討者や観光客だけでなく、町内に実家があり、町に住む親の介護や空家・土地の管理の必要性に迫られて奥多摩町の行政サービスを閲覧している町外在住の奥多摩町出身者の存在も想定でき、高齢化の進展に伴い発生する町の課題の潜在的な当事者と言えます。

しかしながら、行政サービスの利用が必要であっても町民ではないため、広報おくたまや防災行政用無線防災おくたまを日常的に視聴することはできず、いつでもどこでも確認できるホームページが彼らにとって重要な情報収集手段となります。これは共働き世帯や子育て世帯等、開庁時間帯に時間のとれない町民においても同様で、コロナ禍での外出自粛もあり、ホームページの担う広報の役割は増すばかりであります。

令和3年度、町ホームページは1,000万円超の予算で、管理方式をコンテンツマネジメントシステムCMSに移行しております。これによりの確で迅速な行政情報の発信、更新が実現されますが、利用者の上記のような特性を考えれば、ホームページの利便性についてまだ改善の余地があるものと考えます。

以下、問いたいと思います。

1、現在、更新頻度もアクセシビリティ、つまり、画面の見やすさや操作しやすさなどもある程度確保されており、今後の改善の余地はユーザビリティ、つまり、知りたい情報の見つけやすさなどの更なる向上にあるかと考えます。ホームページ管理にあたってユーザビリティの検証、つまり、ユーザーテストは制作会社等で定期的に行われているのか。ないようならば、少なくとも一度は実施をお願いしたいです。

2、町ホームページの活用により広聴の充実が期待できます。町長への手紙やパブリックコメントは、ホームページ上で投稿できるようにならないでしょうか。併せて今年度の現在のパブリックコメント募集の実施回数と意見申立て数、町長への手紙投稿数を教えてください。

3、今年度のホームページリニューアルの町としての評価は。今後のホームページ充実のための計画予定はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にし

たいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後2時から再開いたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長(高橋 邦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、伊藤英人議員の一般質問に対する答弁から行います。師岡町長。

[町長 師岡 伸公君 登壇]

○町長(師岡 伸公君) 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、令和4年度大型連休中の観光対応についてお答えいたします。

1点目の河川利用の適正化や観光ごみ対策事業等、氷川溪谷や鳩ノ巣溪谷での令和4年度の町の対策の予定、計画はいかにかについてですが、議員からは、これまでも一般質問において観光に関する様々な課題やご提案をいただいております、私からは、町の現状を含め、お答え申し上げておりますので、答弁が重複する部分がございますが、ご理解をいただきたいと存じます。

観光地として長年の課題であります交通渋滞、ごみの放置、騒音問題など、特にコロナ禍においてこれらの問題が大きく取り上げられたことにより、町といたしましても改めてこの問題を再認識したところであります。

これらの問題に対し、町では駐車場不足や交通渋滞等の解消を図るため、駐車場シェアリングサービス事業を展開するa k i p p a (あきっぱ)株式会社と事業連携協定を締結し、民有地の遊休スペースを観光駐車場として有効活用する取り組みを始めるとともに、ゴールデンウィークや8月のお盆休み期間において観光駐車場周辺の交通渋滞解消を図るため、民間の警備会社へ委託し、交通整理を行う取り組みを行いました。

また、河原でバーベキューなどを楽しむ観光客によるごみの置き去りが増えている状況を踏まえ、観光協会と協議、連携し、有料のごみ袋を販売し回収する観光ごみ対策実証実験を行うとともに、町及び観光協会の職員が河原に出向き、バーベキューをされている方へのごみの持ち帰りについての声かけを行いました。

関係機関との連携といたしましては、昭和橋下の河原において環境省奥多摩自然保護官事務所とともに、管理されていない河原でのテント設営や直火の禁止などを記載したチラシを河原入口へ掲示し、周知を図るとともに、西多摩建設事務所において町との連名で、

ごみの持ち帰りについての看板を設置していただきました。

また、令和2年、令和3年の夏に、河川における水難死亡事故が発生したことから、西多摩建設事務所へ要望し、飛び込み禁止や遊泳禁止など、多言語で表示した恒久的な看板を設置していただき、町ホームページへも東京都建設局ホームページへリンクする形で、河川水難事故への注意喚起を行っております。

令和4年度の町の対策の予定、計画についてですが、基本的には今申し上げた取り組みを関係機関と連携し、継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の町営駐車場等の安易な閉鎖は、町の観光産業の後退を招きかねず、可能な限り鳩の巣駐車場、役場横タイムズ駐車場同様に、管理体制を敷いた状態でのシーズン中の町営駐車場等運営を実施すべきと考えるが、町の考えはについてであります。令和4年度の観光シーズン中の町営駐車場等の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、また、ゴールデンウィークなどの観光シーズンに感染が再拡大するのか、現時点で予測することは難しい状況ですが、基本的には現在の運営体制を継続していく考えでございます。

次に、3点目のオーバーツーリズムの問題に関して、国立公園管理者、河川管理者でもある東京都との連携、協力体制の構築は現在どのくらい行われているか。ルール策定等、今後の展望はについてですが、国立公園管理者や東京都との連携、協力体制の構築状況につきましては、1点目のご質問でお答えいたしましたとおり、それぞれの課題に対し、関係機関と協議し、連携をとりながら個々の課題への対応を図っており、現時点では、連携、協力体制は問題なくできていると考えております。

また、ルール策定や今後の展望につきましては、環境省発行の「マナーブック ようこそ国立公園へ」や東京都環境局発行の「自然公園利用ルールガイド」などにより基本的な利用ルールやマナーが示されておりますので、現時点では町独自のルールを策定するのではなく、今ある利用ルールやマナーを町や観光協会のホームページなどを活用し、観光客の皆様に再確認いただき、実践していただくことが重要と考えております。

いずれにいたしましても、観光立町を標榜する奥多摩町におきましては、交通渋滞やごみの置き去りなどの観光地におけるこれらの問題は現在だけでなく、過去からの長年の課題であり、解消していかなければならないものと考えておりますので、今後も関係機関と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、町のホームページリニューアルについてお答えいたします。

1点目のホームページ管理に当たってユーザビリティの検証（ユーザーテスト）は、制

作会社等で定期的な実施されているのか、ないようならば実施をお願いしたいについてですが、これまでホームページを制作した会社での定期的な検証は行っておりません。WEBサイトにおけるユーザビリティは、そのWEBサイトにおいてターゲットユーザーにとっての使い勝手の良さを表す指標として捉えておりますが、今回のリニューアルにおいてはユーザビリティへ十分配慮したサイト設計を行っております。

まずWEBサイトにおいて最初に見える範囲、ファーストビューにサイト内検索やサイトの主要リンクに繋がるグローバルナビゲーションを設置し、また、モバイル端末を利用する閲覧者が多いことから、上から下への縦スクロールで閲覧者の視線の動きを意識した構成、イラストを用いてシンプルなデザインとすることで、目的の情報が探しやすい、利用しやすいホームページになると考えております。新しいホームページでは、それぞれのページに「ページを見つけやすかったか」「ページの内容が分かりやすいか」といった簡易アンケートを設置し、検証することを検討しております。

このことからホームページリニューアル後においては、業者による定期的な検証は予定してはおりませんが、アクセス数や閲覧者の声を聞きながら状況に応じて今後検討してまいります。

次に、2点目の町ホームページの活用により広聴の充実が期待できる。町長への手紙やパブリックコメントは、ホームページ上で投稿できないか。併せて、今年度の現在のパブリックコメント募集の実施回数と意見申し立て数、町長への手紙投稿数を教えてもらいたいについてですが、町長への手紙につきましては、リニューアル後のホームページ上で入力フォームを設置することが可能となりますので、必要事項を入力して投稿できるように、今後進めてまいります。

また、併せて各ページの問い合わせ先においてもメールフォームの設置を予定しております。パブリックコメントにつきましては、これまでもホームページに募集記事を掲載し、メールからも受付は行っておりますが、ホームページ上に入力フォームを設置することが可能かも含め、今後検討してまいります。

また、町長への手紙投稿数は4件、パブリックコメント募集の実施回数は2件でございます。

次に、3点目の今年度のホームページリニューアルの町としての評価は。今後のホームページ充実のための計画、予定はについてですが、先程もご答弁申し上げたとおり、リニューアル後のホームページは、現在のホームページの改善点の改善が十分図られ、閲覧者にとって利用しやすいホームページになると考えております。

ホームページにつきましては、日々の情報更新で、常に最新の情報を掲載することが重要でありますので、引き続き、職員一人一人が情報の発信を行うよう努めてまいります。

また、今後はホームページ充実のため、SNS（エヌエヌエス）との連携を進めてまいります。具体的には、現在も総務課交通防災係ではTwitter（ツイッター）を活用し、主に災害発生時の情報提供を行っておりますが、これと連携して、緊急時にはTwitter（ツイッター）を更新することで庁舎外からも緊急情報のみをホームページに自動掲載することも検討をしております。また、多くの方が利用しているLINE（ライン）とも提携し、ホームページと同様のイベント情報などを届けていきたいと考えております。

ホームページやSNS（エヌエヌエス）などのサービスは日々進化しておりますので、これらのサービスを効果的、効率的に活用し、今後も情報発信力の向上に努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 伊藤英人議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございます。

ホームページリニューアルに関して、非常に自信のある充実したものができ上がりそうで大変楽しみです。期待しております。

まず1つ目の観光対応のほうなんですけれども、3項目に分かれていて3つ目のところ、国立公園管理者、河川管理者でもある東京都との連携などに関する確認の部分ですが、現状では個々との連携はとれているということなんです、自分が思うには奥多摩町の負担が大き過ぎるのではないかなと思って、声かけとごみ拾いとごみの分別を職員がしている状況であるかと思うのですが、これらは町職員だけでなく、都職員もできることではないか、そちらのほうにも役割を分担すべきではないかと思っております。

1項目めのところ、観光ごみ対策事業なのですが、販売手法というか販売経路、ごみ袋を今は案内所だけでしか販売できない状態で、案内所が閉庁してしまったら、もうそれで終わってしまうものですので、例えば24時間、河原で入手できるような、電源が要らないガシャポンのようなものでカプセルで販売するみたいな、何かそういう24時間入手可能な形ができればなと思います。

再質問なんです、この議会でも補正予算の中などで、利用者がいないとか、申請がないとかで予算を削減したり、実施されていない事業などがありますが、利用者への周知が不足しているのではないかと思うんです。利用者が情報を収集するときの有力なツールはホームページなので、その部分、まだ何か不足しているところがあればと思って再質問したいかと思ったのですが、まず入力フォームの件、お問合せフォーム、各ページに作れるの

ではないかということで、ぜひともお願いしたいと思います。特に、若者定住推進課のところは本当に大変問い合わせが多くなっているかと思います。4月1日のリニューアルの後には特設サイトを作るということですので、入力フォームによる省力化、入力フォームがあれば、きた問い合わせが文字として残るので、記録の部分もしなくて済むようになりますので、お願いいたします。

さて、再質問ですが、もう一つ、ホームページのトップページには、カレンダー機能を埋め込んでいただけると良いかなと思うんです。例えば一例ですけれども、ヘルシー体操とか、歯科検診とか、定期的実施されている事業はあるんですけれども、これの日程をホームページ上で確認すると、検索しても過去の実施記録のほうが出てきてしまって、今知りたい実施予定の日程が出てこないなんていうことが多くて、だったら、イベントカレンダーの機能を、広報おくだまなどにイベントカレンダーはありますので、そのデータをカレンダー機能をホームページのほうに入れておいて、そこに入力しておいていただければ活用できるのかなと思いました。再質問としては入力フォームのほか、カレンダー機能についても追加できないかということをお尋ねいたしたいです。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 1番、伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、入力フォームの関係でございます。各ページに問い合わせ用の入力フォームは設置いたします。ですが、定住関係と今申ししていましたけれども、若者定住推進課に限らず、ホームページの訪問者は、問い合わせフォームから質問等を行うことが可能となります。移住・定住専用のフォームを設置するという事は、現在は難しい状況でございます。運用の中で例えば問い合わせの際は積極的に問い合わせフォームから行っていくような案内をしておりますので、移住・定住の該当するページに記載するなどの方法を今後検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目のカレンダー機能の部分でございますけれども、カレンダー機能は新しいホームページに設置いたします。コンテンツマネジメントシステムでページを作成する際に、イベントカレンダーにも情報を掲載したい場合には、掲載の設定をすることで、簡単にイベントカレンダーへの該当するページにリンクが可能となるようになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、1番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。

まずはじめに、施政方針について質問いたします。

施政方針で示されました『第5期奥多摩町長期総合計画』の施策の大綱に沿って、令和4年度予算案の中で特に重点としている施策や新規事業のうち『第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり』に関連して質問いたします。

「『官民協働による定住対策とまちづくり』では、過疎化による少子高齢化対策や地域コミュニティの維持へ繋げるため、空家の活用や子育て応援住宅の建設を実施し、町内への定住・移住が図られるよう定住対策事業を推進してまいります。事業の実施にあたっては、地権者や空家所有者をはじめ、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。」と述べられました。

これまで町は、最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化・定住化対策を重点的に推進してきました。2008年3月に制定された奥多摩町子ども・子育て支援推進条例、2009年に制定された若者定住応援条例に基づき、15項目の先進的な子育て支援策とさまざまな若者定住支援住宅の整備を一体的に推進し、今や若者定住支援の住宅は70戸を超え、定住対策関係人口は総人口の1割を超えるようになりました。とりわけ年少人口に至っては、5割以上が定住対策関係人口です。各種少子化・定住化対策事業の成果であり、これまでたゆまず取り組まれてきた職員の方々のご尽力に敬意を表したいと思います。

しかしながら、町の人口は依然として減少傾向にあり、引き続き少子化・定住化対策を推進するとの町長の施政方針でありました。

少子化は、全国的な課題となっており、若者定住策を打ち出す自治体が増えています。お隣の青梅市でも15年間で人口が1万人減少し、人口減少に歯止めがかからない現状になっていることから、今年度から青梅市移住定住促進プランを策定し、移住希望者を呼び込むような施策を展開するとしています。

今や定住化対策は、過疎地域だけの課題ではありません。奥多摩町では、働き方の変化の影響や各種メディアの報道の恩恵もあって、移住に関する問い合わせは年々増えています。町の若者定住推進課に寄せられる相談件数は、一昨年度1,235件であったのに対し、昨年度は1,958件、そして、今年度は1月時点で既に1,900件を超えており、年度末までには2,000件を超えると思われます。2,000件として単純に計算して平日1日8件余りの

相談が寄せられていることになります。現在、若者定住推進課は3人で対応しているとのことですが、問い合わせ対応だけでも手一杯ではないでしょうか。町の最重要施策の担当が3人ではマンパワーが少な過ぎます。

以前の議会でのやりとりで、ほかの課の職員が定住サポーターになっているというようなお話がありましたが、ほかの課もぎりぎりの人数で職務にあたっており、自分の所属する部署以外の仕事は、できるサポートにも限界があると思います。専任で携わるスタッフがもっと必要ではないでしょうか。

総務省が2008年度から始めた事業で、財源は特別交付税で措置される集落支援員制度があります。地域おこし協力隊とは異なり、期間（任期）が定められていないこと、地域の実情に詳しい人材の採用を念頭に置いているため、地域要件が定められていないことが特徴です。

集落支援員は、集落への「目配り役」として集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施します。集落支援員を活用する場合、集落支援員1人当たり年額430万円を上限として特別交付税が措置されます。自治会長等が集落支援員を兼務する場合等においては、年額40万円を上限として措置されます。制度創設以来、年々導入自治体数、支援員数とも増加を続けており、制度創設当初の2009年には113市町村が導入し、449人の専任支援員、約3,500人の兼任支援という設置状況でありましたが、2020年では358市町村が導入し、専任の集落支援員は1,746人、兼務の集落支援員は3,078人が活動しています。地権者や空家所有者をはじめ、地域の方々のご理解、ご協力が不可欠である『官民協働による定住対策とまちづくり』において、まさにうってつけのマンパワーではないかと思います。なぜ今まで導入されなかったのか、疑問に感じるところですが、そのあたりの理由も含めて集落支援員の導入について、見解をお聞かせください。

また、現在、空家は600軒ほどあるとのことですが、その中で町があっせんできるものは50件ほどと聞きます。2,000件の問い合わせの中で、全てが移住を本気で考えているものではないにしても、ほとんどがすぐには移住に結びつかないことになってますが、こうした奥多摩に関心を持ってくれた方に対して相談のみで関係終了となっていないでしょうか。

全国の自治体で移住者を呼び込む動きが加速する中、奥多摩町でも積極的なアプローチが重要だと考えます。2,000件の相談者のニーズをデータ化したり、相談者に情報を積極的に提供できるようなシステムは構築されているでしょうか。

「成果を重視した行政改革の推進」では、第5次行政改革大綱に基づく量から質への転

換を目指した仕事、人、仕組みの改革を推進し、町民皆様に満足いただける行財政運営が図られるよう努めてまいります。また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、限られた職員数の中、役場組織の見直しを行っているところであり、役場内におけるデジタル関連事務を推進し、業務の改善を図るとともに、住民サービスの向上を図るため、新たに総務課へデジタル推進係長を配置すると述べられました。このデジタル推進業務の内容を詳しくお聞かせください。

以上、1、若者定住推進課のマンパワーを補う集落支援員の導入について、2、相談者のニーズのデータ化、積極的なアプローチを行うためのシステム構築について、3、デジタル推進業務の内容についてお伺いいたします。

次に、ひきこもり支援について伺います。

昨年12月に福社会館の1階ホールにて「平和のための戦争展」が開催され、ひきこもりについての講演が行われました。感染対策として間隔を離してのイスの配置でしたが、会場いっぱいの参加者でした。町内外から、また、年齢も様々な方が来場し、関心の高さが伺えました。

「ひきこもり」とは、家族以外の人と交流をほとんどせず、仕事や学校に行かず、6か月以上自宅で過ごしている状態を言います。ひきこもり状態になるきっかけは、不登校からの延長のほか、退職したことや人間関係がうまくいかなかったこと、病気や職場に馴染めなかったことなど多様で、子どもから高齢者まで幅広い年代で起きています。

内閣府が2015年に行った15歳から39歳を対象にした調査では、ひきこもりの人は約54万人と推計されたのに対し、2018年に行った40歳から64歳を対象にした調査では61万3,000人と推計されました。調査時期の違いなどがありますが、今や、「ひきこもり」は若者特有の問題ではなくなっています。見えにくいところでは、専業主婦や家事手伝いでひきこもり状態の者も存在すると言われていました。「ひきこもり」は、どの年齢層にも、どんな立場の者にも見られるものであり、どの年齢層からでも実に多様なきっかけでなり得るものであると内閣府は指摘しています。また、ひきこもり期間は7年以上が約5割を占め、中には20年以上もひきこもっている人もいるなど長期高齢化し、「8050問題」に象徴されるような中高年の深刻な社会問題ともなっています。

そこで、お伺いいたします。町における「ひきこもり」の実態把握と支援の状況についてお答えください。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、施政方針についてお答えいたします。

1点目の若者定住推進課のマンパワーを補う集落支援員の導入についてですが、集落支援員の導入につきましては、令和2年第3回町議会定例会で、1番、伊藤英人議員から、総務省の地域力の創造・地方の再生に掲げる政策において外部人材の受け入れ及び人件費捻出の観点から、町においても何か活用できる施策はないか検討をとの一般質問をいただき、また、令和3年第2回町議会定例会では、3番、相田恵美子議員から、各自治会への集落支援員の導入についてご提案をいただきました。その際、私から事例等を参考に、自治会長などとの兼務ということも想定できると思うが、実際をお願いをする場合は、各自治会等との調整を含め、段階を踏んで検討してまいりたいという答弁をさせていただきました。

各課の職員配置数等につきましては、限られた職員数の中、各課の業務状況等を考慮した上で配置を行っておりますが、実際には会計年度任用職員の配置も行いながら事務事業を執行している状況にあります。

今回、大澤議員からは、若者定住推進課のマンパワーを補う集落支援員の導入ということでご質問いただきました。また、各課職員で構成されている定住サポーターの専任スタッフ化に関するご提案もいただきました。

総務省の制度である集落支援員につきましては、特別交付税による財政措置があり、当該制度を規定する過疎地域等における集落対策の推進要綱には、集落が直面する問題の1つとして空家の増加も示されており、趣旨といたしましては、町にとりましても有益な制度であると認識しています。

一方で、この集落支援員には専任と兼任があり、令和2年度における全国の専任の集落支援員数は、全体の36.8%となる1,746人で、そのうち約4割が60歳代、約5割が元会社員、元公務員、元教員、そして、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動しているというデータがございます。また、兼任の集落支援員数は、全体の63.8%となる3,078人で、自治会長などとの兼務とされており、大澤議員から説明がありましたように、地域の実情に詳しい人材が求められております。

このようなデータがある中、実際に導入を図る場合、専任か、兼務かを含め、集落支援員の役割や職務内容等を明確にするとともに、当該業務の従事に必要な採用者数の検討や集落支援員を指導し、取りまとめる役場職員の配置、あるいは専門的分野の業務が必要と想定される場合、専門業者への委託が求められるケースも発生するのではないか等々、現

状におきましても整理すべき検討事項が多くある状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の相談者のニーズのデータ化・積極的なアプローチを行うためのシステム構築についてですが、議員からもご説明がありましたように、若者定住推進課に寄せられる問い合わせは年々増加傾向にあり、特にコロナ禍が続く状況下におきましては、その傾向が強くなっております。これらは町のホームページやパンフレット、雑誌やテレビなどメディアに取り上げられることによる相乗効果もあり、問い合わせが増加したと考えられます。

令和2年度の相談件数は1,958件で、多くは電話によるものであり、内訳といたしましては、町営若者住宅関係が494件、空家バンク関係が777件、空家所有者関係が290件、その他が397件でありました。

また、町では奥多摩に暮らしたい人登録バンク制度を設けており、可能な限り、この奥多摩に暮らしたい人登録バンクにご登録いただけるよう、問い合わせをいただいた方々をお願いをしており、令和4年3月1日現在で461世帯のご登録をいただいておりますが、手続の際に作成いただく登録者カードにより希望される住まいのニーズを把握し、町側で簡易ではありますが、データ化し、情報管理を行っております。

ご登録いただいた方々に対しましては、町営若者住宅、子育て応援住宅、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅及び分譲地等の情報などを随時メールマガジンにて積極的に配信をしております。

議員からもご説明がありましたように、全国の自治体で移住者を呼び込む動きが加速する中、町でも移住者のニーズの把握に努め、積極的にアプローチできるよう努めてまいります。

3点目のデジタル推進業務の内容についてですが、先程3番、相田恵美子議員の一般質問の答弁と重複する部分もございますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

デジタル推進業務といたしましては、国の自治体DX推進計画を契機に、デジタル化を担うICT人材の確保や育成のほか、自治体業務の効率化及び標準化並びに住民サービスの利便性の向上について検討していく必要があります。

今回、新たに設置するデジタル推進係長は、役場全体におけるデジタル化の意識向上、各課業務の最適化などについて様々な観点から、どのようなことが最も町にとって有効かを研究・検討していくことを目的に係長職を配置するもので、役場全体の調整を行い、国、東京都及び西多摩地区など情報連携・調整役として事務事業に取り組んでまいります。

次に、ひきこもり支援についてお答えいたします。

ひきこもりは、家族以外の人とは接触がほとんどなく、当事者からのSOSの発信や家族からの相談などがなければ実態の把握は難しく、また、子どもから高齢者までのあらゆる年齢層にわたっており、都内の多くの区市町村では、ひきこもりに特化した相談窓口が設置されておらず、当町におきましても専用の窓口はなく、実態の把握と支援ができていないのが現状でございます。

そのようなことから、東京都では令和元年9月に東京都ひきこもりに係る支援協議会を発足させております。この協議会は、若年期にひきこもりとなった状態が長期化、高年齢化していることや、ひきこもり状態にある当事者とその家族が抱える悩みも医療・介護、所得、就労など多岐にわたることを踏まえ、年齢によらず、当事者、家族の状況に応じた支援の在り方についての検討及び情報共有の場を設け、当事者、家族への切れ目のない細かな支援を行うことを目的としております。

協議会の委員は、学識経験者である社会福祉・心理・精神医療の大学教授や当事者、家族である特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の事務局長、関係機関として社会福祉協議会の代表者、保健所長、就労支援センターの代表者及び区市町村の保健福祉部門の長などで、当町の福祉保健課長も町村職員の代表の委員として参加をしております。

協議会では提言として、ひきこもりは社会的な問題であり、地域社会におけるひきこもりへの偏見や差別的な対応は、当事者、家族を追い詰め、孤立させる要因、そのためひきこもりの状態にある当事者及び家族が安心して相談・支援を利用できるためには、当事者、家族を含む一般都民の理解促進に向けた普及啓発と相談窓口等を明確にしたわかりやすい情報発信をすることが重要などとまとめております。

また、ひきこもり支援の課題として、支援者からは、家族からの相談は受けても当事者に会うことが困難、信頼関係ができるまでに時間がかかるとの声も聞かれており、東京都では協議会などで検討してきた結果、まずはじめに、この3月に区市町村に相談窓口の調査を行い、相談窓口の設置や広報活動を強く進めていく考えでおります。

しかしながら、ひきこもり支援の専用相談窓口として全面的に広報をすれば、当町のような小規模町村においては、家族が専用相談窓口に相談をすることで、ひきこもりの事実が多くに知られてしまうのではないかという恐れから、家族が相談を躊躇してしまうことが予想されます。

そのようなことから、当町の対応は、心配事の相談や一般的な窓口相談、保健師などが行う戸別訪問時に相談をしていただき、対応者が関係機関に連絡し、取り組んでいくこと

が望ましいと考えております。

支援といたしまして、東京都の区市町村において文京区や練馬区、国立市では、自治体だけでなく、社会福祉法人や民間団体など、地域資源を相互利用して家族会と一緒にあって支援を行っているケースが見受けられ、臨床心理士や精神保健福祉士などが携わり、当事者が安心できる環境、わかってもらえる環境、ゆっくり休める環境、批判されない環境などの居場所づくりを行い、家族と一体となって時間をかけて支援していくことにしております。

また、お住まいの区市町村の相談窓口での相談に抵抗のある方は、東京都のひきこもり相談窓口ひきこもりサポートネットがあり、電話相談をはじめ、24時間受付のパソコンメール相談や携帯メール相談、お住まいの区市町村の相談窓口からの連絡を受け、ひきこもりの問題を抱えているご家庭を東京都から委託された専門員が訪問し、相談に応じることになっております。

いずれにいたしましても、ひきこもりの当事者やそのご家族が安心して相談できる窓口の設置や家族との理解を得ながら、時間をかけて支援体制を構築していくことが重要であり、当町では、ひきこもりの相談があったときは、ひきこもり当事者の人権を最大限に考慮し、家族との連携をもって東京都や関係機関と連絡を取り合いながら対応をしております。

○議長（高橋 邦男君） 大澤由香里議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

1点目の施政方針についてのことなんですが、1点目の2点目、相談者のニーズのデータ化、積極的なアプローチのシステム構築は意外とできているんだなというのを感じました。ただ、この仕事を3名の若者定住推進課の職員でやっているのかなと。これをやるとしたらすごい大変じゃないかなというのを感じました。やっぱり専任の集落支援員をぜひ導入していただいて、そういった業務もやってもらえるような体制を作ったほうが良いんじゃないかなと思います。答弁では集落支援員を導入するのか、しないのか良くわからなかったんですけども、その辺ももう一度ちょっと確認をさせていただけたらと思います。

デジタル推進係長ですけども、全体のデジタル化の意識向上ということで、役場の職員さんが本当に少なくてぎりぎりですべてやっていて、皆さん本当に一杯いっぱいやっている感じがすごく感じております。その中で、このデジタル推進係長を入れることで、デジタル化を推進して、役場の業務が軽減されるかというのと、何かそうでもないような、先程の相田議員の質問の答弁を聞いていても思いました。やっぱり抜本的に人数を増やすべきでは

ないかなというのを感じます。

施政方針の中でも、町長は限られた職員数の中という言葉は何回も繰り返しておられるますけども、抜本的に職員数を増やすおつもりがあるのかなのか、その辺の考えをお聞かせください。

それから、ひきこもり支援についてです。東京都もすごく力を入れていまして、今更かという感じの部分もあるんですけども、非常にひきこもり支援に力を入れております。

先程の話にもありましたように、1月14日には、ひきこもりボイスステーションというのを東京都ホームページのところに開設しまして、相談窓口ができております。町長の答弁では、町ではひきこもり支援というのをバンと出すと、プライバシーの侵害とかそういうところでちょっとというところがあったんですけども、引きこもりで悩んでいる方が相談しようと思ったら、ひきこもりという言葉を探すと思うんです。町のホームページを見ても、ひきこもりと探してもなかなか出てこないんですね。よくよく見てくると、西多摩保健事務所のくらしの相談センターというところでひきこもりの相談受け付けますみたいなところがあるんですけども、やっぱり悩んでいる方がすぐぱっと見られるように、ひきこもりという言葉を入れたバナーをぜひ張っていただきたいと思うんですけども、その辺と、あと、保健師さんに聞き取りをしたんですけども、ひきこもり支援、今、保健師さん1人しかいないので、主に1人でやっている状態なんですけども、昔は、それらしき人には戸別訪問を全員していたと。だけど、今はやっていませんと。その理由としてはプライバシーの問題とか、拒否されたりとか、そういうこともあってということだったんですけども、やっぱり相談窓口の周知と、保健師さんとかの積極的なアプローチというのはどうしても一緒にやらないと、ひきこもりの支援というのはなかなか解決に導くというのは難しいかと思しますので、相田議員の9月の議会で質問もありましたけども、今、保健師さんの採用とか、募集とか、応募とかどのような状態になっているのかというのと、相談窓口を設置しないという答弁でしたけど、ぜひやっていただけないかというところでご答弁いただければ。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 井上副町長。

○副町長（井上 永一君） 大澤議員の1点目のご質問、職員の人数等、或いはまた集落支援員の活用等々ということ、また、デジタル化に伴って係長を入れての、そこら辺の各職場担当の軽減になるのかというようなこともございました。

まず集落支援員の関係につきましては、先程も町長から答弁がありましたけれども、今後、実際導入する場合に専任、兼任、また、どのような部署でそこら辺の活用が可能なの

かというようなことも調査しながら、今後、集落支援員の関係については検討してまいりたいと思っております。

また、各課の人数等の問題ですけれども、そこら辺、毎年行政改革検討委員会の中で話を進めている中で、実際今年は1名職員増しておりますけれども、増やすということがなかなか難しいような状況もございまして、その中で会計年度任用職員の活用等も含めながら、今取り組んでいるところでございます。

また、デジタル化の係長ですけれども、今、国や都のほうでデジタル化が大分推進しております、やはり町でもそのあたりの対応を図っていかなければならないということがメインで、ここで設置をして、今後、国や都と連携しながらデジタル化について検討していきたいということです。身近なところでいけば、マイナンバーカードを利用した、今いろいろな取り組みが行われようとしておりますけれども、そのあたりのこともこの係長のほうで各課と意見調整しながら、また、最終的には町全体でどういう取り組みができるのか、そのような観点からも検討する余地があるということで、ここで配置をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員さんの再質問に対しましてご答弁申し上げます。

ひきこもりの相談窓口の関係でございますが、こちらにつきましては、先程町長の答弁もありましたとおり、3月25日までに東京都のほうに報告するという事になっておりまして、私も福祉保健課のほうで窓口になるということなんですが、答弁でもありましたとおり、ひきこもり相談窓口としてうたってしまえば、やはり相談に来にくい面もありますので、相談窓口の中にこれからひきこもり相談も受け付けます。その辺は広報していきたいと思っております。

それと、保健師の関係なんですが、保健師現在1人で、ここで保健師と管理栄養士を募集しましたところ、先程木村議員さんの質問に対しまして町長の答弁でもありましたとおり、管理栄養士さんは1名採用決まりました、4月から働いていただくんですが、保健師につきましては募集あったんですが、採用まで至っていないということで、1人の状態で活動していただくということになっております。

それとあと、もちろん訪問時等でひきこもりの相談も繋げていきたいということなんですが、こちらに関しましては、もちろん福祉保健課の中に地域包括支援センターの職員も

いますし、また、東京都におきましても4年度は予算をつけまして、人材育成に努めていきたいということで、支援者の育成、研修事業としまして民生・児童委員向けの研修とか、あと、民間団体、それから、地域包括支援センター向けの研修も行うという、そうした話も出ておりますので、そういった面でそれぞれの委員さん等にも、職員にも研修をしてもらい、今後の戸別訪問時等の相談体制に繋げていきたいと思っております。ということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時10分から再開いたします。

午後2時51分休憩

午後3時10分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私から2点お伺いさせていただきます。

まずは、期日前投票所拡充についてでございます。

今年、参議院議員通常選挙が行われますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や投票率向上のため、各地の選挙管理委員会では期日前投票所の増設、また、過疎化が進む地域においてはワゴン車に投票箱を乗せた移動式期日前投票所を設置している地域もあります。

現在、奥多摩町では役場地下1階会議室において午前8時30分から午後8時まで期日前投票所を設置していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止や高齢化により各投票所に足を運ぶことが困難な方のため、また、病気や障害をお持ちで投票所が車イスなどのバリアフリー対応になっていないので、投票所に行けない方のために、まずは古里地区において文化会館での期日前投票所の設置が望まれております。

選挙に関する事務は、執行機関から独立した選挙を管理するために設置された機関の選

挙管理委員会が所管し、所掌しておられ、具体的な内容について町で決定することはできないと存じますが、住民の意見としての意向を反映し、文化会館に期日前投票所を設置し、投票機会の支援体制の確保を図っていただきたいと考えますが、町のお考えを伺わせてください。

そして、2点目ですが、運転免許証返納後の外出支援についてお伺いいたします。

昨今、運転免許証を自主返納される高齢者の方が増えております。先日も運転免許証自主返納後の対策についてご相談を受け、ある方は、介護保険の適用もあるシニアカーを検討していらっしゃいました。しかし、町外に出たい場合、シニアカーで駅まで行っても、奥多摩駅付近ではシニアカーを駐輪できる場所がありません。氷川小学校に向かう踏切横に駐輪場を設置していただいておりますが、入り口付近にバイク等が駐輪している場合、シニアカーの駐輪が難しいのではないかと思います。また、踏切を横断するので、脱輪等の心配がございます。更にシニアカーは、道路交通法では車両ではなく、歩行者としてみなされ、基本的には乗車したまま各施設等を利用するもので、東日本旅客鉄道株式会社に確認したところ、駅等については、事前に相談があれば乗車したままでの利用が可能とのことですが、奥多摩駅以外ではエレベーターがなく、ホームまで行くことができません。

そこで質問ですが、①白丸駅や川井駅等、駅の側に広い駐輪場が無い駅にシニアカーや電動車イスの駐輪場を設置する計画はありますか。

②道路状況等からシニアカーの普及が難しい場合、お隣の飯能市で令和4年から実施している「乗合ワゴン」等の検討をしていただき、バス停まで距離がある地域でバス停までの運行が可能でしょうか。お考えを伺わせてください。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、期日前投票所拡充についてお答えいたします。

期日前投票所は、全ての選挙において役場庁舎地下1階会議室の1カ所に設置しております。投票者には高齢者などの投票弱者の方もおりますが、役場本庁舎にはエレベーターが設置されていること、また、正面玄関には車椅子も配備されており、足の不自由な方にもご利用いただいております。

期日前投票所の開設時間は、午前8時30分から午後8時までで、その運営は、選挙人の受付、投票用紙の交付、連絡調整等を選挙管理委員会事務局職員及び総務課職員の5名程

度で行い、投票管理者は、主に選挙管理委員の皆様を、投票立会人は、主に明るい選挙推進委員の皆様を、それぞれの役割分担と人数調整を行い配置し、的確に投票事務を行っております。

これまで選挙管理委員会では、投票所の統廃合、期日前投票所及び送迎方法などの話し合いが行われております。期日前投票所における話し合いの中では、ワゴン車等を利用した移動期日前投票所も取り上げられており、令和2年10月22日には、先進地として箱根町選挙管理委員会が実施しておりますワゴン車等を用いた移動期日前投票所を当選挙管理委員会委員と事務局で視察を行い、町での設営等が可能かどうかの協議を進めてまいりました。ワゴン車等を用いた移動期日前投票所は、投票に必要な設備を設置したワゴン車等を用いて、期日前投票所と同様に、投票管理者、投票立会人、事務従事者が各地区に赴き、選挙人が移動期日前投票所にて投票をする方法となりますが、まずは高齢者が増加している地域で投票所の統廃合により送迎を実施してきた地域を主として検討を重ねてまいりました。

実際に現在、第10投票所（境集会所）に統合されました旧第11投票所（中山・水根地区）と第11投票所（峰谷地区）及び第8投票所（大沢地区）について、高齢者などの投票弱者対策としてワゴン車等を用いた移動期日前投票所を設置する方法と、これまでと同様の期日前投票及び当日投票所での投票への車両での送迎など、投票率の向上も含めて検討をいたしました。

只今ご説明いたしました自治会（地区）は、居住地も点在しており、ワゴン車等での移動期日前投票所の設置は、それぞれ現地に出向くことには変わりはありませんが、交通手段等がないと投票所に出向くことが非常に難しく、投票に支障を来すという結論となりました。

このことを考慮し、地域に乗降場所を設置し、これまで中山・水根地区で実施しております車両送迎における人員輸送方法が一番効率が良い方法であることから、昨年の都議会議員選挙からは、更に第11投票所（峰谷・奥地区）も加えて投票所への送迎を実施したところでございます。

今後も第10投票所（境生活館）における中山・水根地区、第11投票所（峰谷・奥地区）の有権者の皆様には、中山自治会、小河内自治会を通じて期日前投票、当日の投票における送迎について運行時間、乗降場所等を示した回覧等で周知を行い、町職員または事業者委託によるワゴン車での送迎移動支援を実施してまいります。

また、これまでの検討内容を踏まえ、文化会館に期日前投票所を設置し、投票を行うに

は、投票管理者1名、投票立会人が2名、事務従事者5名程度等の配置人数が必要となり、役場を含めた2会場では倍の人数が必要となること、長時間を要する選挙では、会場調整を含め、人数や日程調整等の事務従事に関わる対応等を考えると、なかなか難しい現状でございます。

いずれにいたしましても町における選挙に関する事務につきましては、執行機関から独立して選挙を管理するために設置された機関である選挙管理委員会が所掌しており、私が具体的な内容について決定することはできませんが、今後も高齢化が進む中で、多くの住民が大切な一票を無駄にすることなく投票ができる環境を整備することで、投票率の向上が図られるよう選挙管理委員会と連携をしながら推進してまいりたいと考えております。

次に、運転免許証返納後の外出支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目の白丸駅や川井駅等、駅の側に広い駐車場が無い駅にシニアカーや電動車イスの駐輪場を設置する計画はありますかについてですが、令和3年における警視庁管内の高齢者の運転免許証返納件数について青梅警察署・運転免許更新センターに問い合わせたところ、都内で5万8,748件、うち青梅警察署管内（青梅市、奥多摩町）では632件、うち奥多摩町では21件の運転免許証の返納があったとお聞きしております。

ご質問の白丸駅周辺及び川井駅周辺に設置しております駐輪場では、使用台数も少なく、空きスペースはある状況でございますが、白丸駅や川井駅付近でのシニアカーや電動車イスの駐輪場を設置する整備計画は、当該駅周辺が起伏の激しい山間部の地形にあり、駅に通じる道路状況も狭いので、用地確保の問題もあり、現在のところございません。

町といたしましては、次のご質問にも関連いたしますが、現在、社会福祉協議会で展開しております外出支援サービス事業と地域ささえあいボランティア事業をご利用いただきますよう、今後も事業内容をPR（ピーアール）し、推進してまいります。

次に、2点目の「乗合ワゴン」等の検討をしていただき、バス停まで距離がある地域でバス停までの運行が可能かどうかについてですが、町といたしましては、高齢者の交通手段対策として外出支援サービス事業と地域ささえあいボランティア事業を社会福祉協議会に委託し、実施しており、両事業の更なる利用を進めていくことが必要だと考えております。

これまでも町議会定例会の一般質問で取り上げていただいておりますが、両事業の現在の状況をご説明いたしますと、外出支援サービス事業につきましては、病院等まで無料で送迎するサービスを原則としておりますが、サービス利用中に簡単な買い物などができるように配慮しており、令和3年3月31日現在の利用者の登録者数は202人、前年が

186 人であり、16 人の増加、延べ利用者数は、令和 2 年 4 月から令和 3 年 1 月までが 1,305 人に対し、令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月までは 1,388 人と、コロナ禍の影響もある中、83 人増加をしております。

事業実施にあたっては、2 名の 60 歳代の運転手により 2 台のワゴン車を運行しており、この事業の拡充につきましては、町内医療機関ごとの利用日を増やしていくことや送迎範囲を広げていくことが考えられますが、そのためには運転手の確保や車両台数を増やすなどの検討課題が出てきております。

次に、地域ささえあいボランティア事業につきましては、買い物や金融機関、趣味・娯楽から冠婚葬祭など、高齢者等皆様の移動ニーズに応えられるようボランティアの方に高齢者等の送迎を担っていただく事業となっており、具体的には事業を利用する方、協力できる方をそれぞれ利用会員、協力会員として登録をしていただき、活動日、活動時間によって 500 円程度の料金を協力会員にお支払いしていただく事業でございます。

利用者の会員登録状況は、令和 4 年 1 月 31 日現在 184 人で、前年から 9 人増で、ボランティアとしての協力会員は 45 人で、前年から 1 人減となっており、そのうちの 37 人が車の運転でサービスを行う特別協力会員であり、こちらも前年から 1 人減の会員数となっております。

なお、当日の利用希望等で断る以外は、利用を断ることはしておりませんが、車の運転を行う特別協力会員の確保が難しくなっていることから、日頃から社会福祉協議会事務局職員が地域に出向きお願いをしているのが現状であり、利用者、協力会員の声を聞きながら検討していかなければならないと考えております。

このような状況でございますが、今後も社会福祉協議会と連携し、課題であるボランティア等の人材の確保を行いながら、引き続き PR にも努め、利用者が満足して利用できるように常に改善を心がけ、進めてまいりたいと考えております。

議員からは、飯能市の乗合ワゴン等の検討や運行ができないかのご質問をいただきましたが、当町のように集落が点在しており、そのエリアも広範囲にわたっている状況では、車両台数や運転手の確保並びに導入経費や維持管理費等、多くの課題が見込まれ、また、西東京バスへの補助金も多額になっている状況から、現時点では運行は難しいと考えます。

いずれにいたしましても今後さらに増加が見込まれる単身高齢者や高齢者のみの世帯が引き続き住みなれた地域で安心して安全に暮らし続けられるよう、ご家族や関係機関等と連携を図りながら、よりよい在宅高齢者への福祉サービスを行ってまいります。

○議長（高橋 邦男君） 森田紀子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○2番(森田 紀子君) 丁寧なご答弁どうもありがとうございました。

私もささえあいボランティアの特別会員をさせていただいておりますが、やはり日程が合わなくて利用者様にご不便をかけることがありまして、とても心苦しい思いをしております。

その中で、まず町民の方で車の運転ができない、でも、自転車やシニアカーで自分で行くのか駅まで行きたいとか、そういう向上心がある方が沢山いらっしゃいます。その方たちのお話を伺うと、奥多摩駅前に駐輪場とか停める場所があれば自分で行けるのになというお話を伺います。駅前には、やはりJRさんが管理している場所ですので、なかなか難しいと思うんですけども、例えば平日、役場のタイムズの駐車場を駐輪場などに2台分ぐらい使わせていただけたら、周りの方たちが駅までだったら行けるというふうなお話を聞いたんですが、タイムズの駐車場を使うことというのは可能なのでしょうか。お話を伺わせていただきたいと思います。

○議長(高橋 邦男君) 総務課長。

○総務課長(天野 成浩君) 2番、森田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

役場の横のタイムズの駐車場でございます。こちらにつきましては、総務課とタイムズさんの企業との関連ということになりますので、ご答弁させていただきますけれども、2台分ぐらいのというお話でございますけれども、やはり企業経営がございますので、経営面で2台分の部分は非常に難しいと考えております。タイムズさんにはそういうご説明もさせていただきますけれども、現状では難しいということでご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

ここで、一般質問席の清掃を行いますので、暫くお待ちください。

次に、8番、小峰陽一議員。

[8番 小峰 陽一君 登壇]

○8番(小峰 陽一君) 8番、小峰です。

では、2点質問させていただきます。

令和3年3月議会で、高橋議員よりごみ減量(特に可燃ごみ)についての一般質問があり、可燃ごみ10%減量月間を設けてはとの提案がありました。町では早速、令和3年3月発行の広報おくたまを通じて「ごみを減らす10アクション ごみ減量化への取り組み」をテーマに、町民皆さんへごみを減らすという意識を持ってもらうことが必要とPRを開始しました。

その中で毎回1から10までのアクションを紹介しております。1から9までちょっと省略させていただいて、10がごみから資源を分別するというアクションが挙がっております。

昨年6月より「レッツ・トライ 可燃ごみ10%減量化大作戦」が始まりました。6月から10月までの成果は、目標値より30%から6%の増加で、平均14%の目標量より増加がありました。実施期間が短いせいか、効果の確認が難しいと思いますが、資源となるごみ（紙類）について考えてみると、従来どおりの分別方法では資源ごみが可燃ごみで処理されているのではないのでしょうか。例えば、はがきとか、紙コップ、紙の箱、紙の袋。仮にそうだとすれば、分別を作業する方法やする人の意識を変える必要があります。

提案として、①ごみの出し方ガイドブックを分別区分に分けてガイドブックを作成する。②また、分別の方法を新たに考えて、それなりの講習会を実施していただく。全国では資源化率が80%を超える自治体が二、三件あります。有名な上勝町では、40種類以上の形で分別をして80%近くの資源化率を達成しています。また、近隣の市町村でも積極的に取り組まれております。当町でも地球環境の改善、経費の節減等、メリットは非常に大きいものがあります。よって、③今後も積極的に取り組むべきと考えますが、町のお考えをお伺いしたいと思います。

2件目、先日、地域防災計画の説明を受けましたが、その後の進捗、今後の計画、スケジュール等わかりましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目、「ごみを減らす10アクション」の成果についてですが、町では、ごみ減量化の取り組みとして西秋川衛生組合が提唱しております「ごみを減らす10アクション」を昨年の広報おくたま3月号から掲載し、住民皆様にごみの減量化へのご協力をお願いしております。

ごみの分別やリサイクルの意識も大変重要であります。まずはごみを減らすという意識の醸成を住民皆様に図っていただくことを目的として、小峰議員からもご紹介いただきましたとおり、10項目のごみ減量アクションの内容についてアクションテーマごとに紹介させていただき、毎日の生活の中において少しの工夫をすることで、ごみの減量化が可能となることをお伝えしてまいりました。

先月の広報おくたま2月号をもちまして「ごみを減らす10アクション」の全てのテーマの紹介が終了いたしました。その成果の検証という点では、数値化など、直接目に見える

形での成果・結果には馴染まない協力をお願いではありますが、今後も繰り返し「ごみを減らす 10 アクション」を広報等でPRすることで、住民皆様の更なる意識の向上に努め、ごみの減量化に繋げてまいります。

また、令和3年第1回町議会定例会におきまして、現在議長であります高橋議員より、ごみ減量（特に可燃ごみ）について一般質問いただき、6月の1カ月間に期間を限定し、「可燃ごみ 10%減量月間」を設けてみるなど、貴重なご提案をいただきました。

町では高橋議員からの提案を参考とさせていただき、昨年の広報おくたま5月号にレッツ・トライ 「可燃ごみ 10%減量化大作戦」の実施を掲載し、住民皆様にごみの発生量や処理・処分状況、西秋川衛生組合構成市町村との比較など、ごみ処理の状況について数値でお知らせするとともに、減量化への取り組み方法の参考例を紹介し、ごみ量 10%削減のトライ目標達成への協力をお願いさせていただいております。

現在までのトライ結果は、1人当たりの目標値であります 638.4g に対し、昨年6月から12月の7カ月の平均値で 740.7g となり、102.3g のオーバーという状況で目標の達成に至っておりませんが、引き続き住民皆様にごみの発生量や処理・処分の状況について数値やグラフを用いて、ごみの見える化を推進するとともに、「ごみを減らす 10 アクション」を継続して紹介させていただき、「可燃ごみ 10%減量化大作戦」のトライ目標達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、今回、小峰議員からご提案いただきました紙類の更なる資源化の取り組みとしての分別区分に分けたごみの出し方ガイドブックの作成及び分別方法の講習会などの開催についてであります。町では紙類のごみのうち、西秋川衛生組合において資源品目に指定されております新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックなどを資源ごみとして回収し、西秋川衛生組合においてリサイクル業者へ有価物として処分を行っております。

議員から例として挙げていただきました、はがき、紙コップ、紙箱、紙袋等の紙類のごみ及びその他の可燃ごみにつきましては、現在、高尾清掃センター熱回収施設で焼却処理を行い、その際に発生する熱エネルギーを活用した発電で施設の使用電力を賄うとともに、余剰電力が生じた際は電力会社に売電するということが有効活用を図る一方、余熱を利用した給湯システムにより施設内への給湯を行うサーマルリサイクルに活用されております。このサーマルリサイクルのメリットは、分別の工程が煩雑で、再資源化に非常に大きなコストを要する廃棄物や、現在の技術力では再資源化が困難とされているものを有効活用できると言われており、サーマルリサイクルを行うことで火力発電に必要な化石燃料などの天然資源を一定量節約することが可能となり、結果的に排出されるCO₂、二酸化炭素の排

出量が削減されることに繋がるとされております。

議員が申されますとおり、分別方法を工夫することで資源化率の向上を図ることや地球環境の改善など、これらは大変重要な課題であると認識しているところでありますが、組合から資源品目に指定されているもの以外の紙類等の可燃ごみにつきましては、高尾清掃センター熱回収施設焼却炉の熱源としての役割を担う大変重要なエネルギー資源でありますので、現状のごみの出し方ガイドブックで住民皆様にご案内しております資源ごみの収集、或いは紙類を含めた可燃ごみのサーマルリサイクルを継続することで、西秋川衛生組合の構成市町村として引き続き循環型社会の確立に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後の社会環境の動向により、ごみ処理環境に大きな変化や変動が発生し、新たな考え方に基づくごみ処理方法の必要性が生じた際は、自治会などを対象に分別方法の講習会や説明会を開催するなど、住民皆様に適切にご案内をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、奥多摩町地域防災計画の進捗状況についてお答えいたします。

地域防災計画の進捗状況につきましては、令和3年3月の第1回町議会定例会並びに9月の第3回町議会定例会におきまして小峰議員から一般質問をいただき、ご答弁を申し上げており、その後の進捗状況を踏まえ、お答え申し上げます。

地域防災計画の改訂内容を協議する防災会議につきまして開催に向け準備を進めておりましたが、度重なる緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴い、延期を余儀なくされた状況であります。

一方、地域防災計画の改訂に当たっては、東京都への意見照会が必要であり、その期間として約3カ月を要することから、今年度末までの改訂に向け、書面開催に切り替え、昨年10月に東京都の関係機関である西多摩建設事務所、西多摩保健所をはじめ、警視庁青梅警察署、東京消防庁奥多摩消防署などに改訂内容の事前確認を書面で行い、その内容を取りまとめ、その後、11月上旬に東京都総務局総合防災部に事前協議を行い、その回答を本年1月中旬に受けたところであります。

その内容を受けて防災会議の開催を予定いたしましたが、1月21日に、まん延防止等重点措置の適用を受け、その後、2月13日からの延長、また、3月7日からの再延長を受ける一方、1月下旬以降、町内における新型コロナウイルスの感染が続き、町においては2月中旬には感染急増に伴う町の緊急対応として、町会議・事業の中止・延期を行う中、ワクチン接種の前倒し対応もあり、今年度中の防災会議の開催は断念せざるを得ない状況から、やむを得ず書面開催にして実施することとし、3月末までに地域防災計画改訂の概要

版を作成し、その後、自治会配布を通じて全戸配布を行い、改訂内容の周知を図るとともに、本年9月の町総合防災訓練においては、被害想定を従来の地震災害から風水害に見直し、台風の接近時における早期避難、分散避難等を広く周知・啓発し、併せて新型コロナウイルス等の感染症対策も徹底してまいりたいと考えております。

なお、今回の地域防災計画の改訂で、国の防災基本計画の改訂に伴うもの、町内の土砂災害特別警戒区域の指定に係る一時避難所の見直しなど、大きな改訂を実施できたことから令和4年度の役場組織の見直しとして、第5次行政改革大綱に基づき、近年頻発する自然災害や令和元年台風第19号の災害を踏まえ、令和2年に設置した課長職の危機管理担当主幹を係長職の危機管理調整係長に移行し、改訂後の地域防災計画の運用に向け、役場内はもとより、東京都の関係機関をはじめとする公共交通、ライフライン関連の民間機関との連絡調整を更に図る体制とするため、これまで担当主幹が対応していた感染症対策は、所管課である福祉保健課を中心に対応を行うものとし、令和3年度より担当主幹が兼務していたワクチン接種についても危機管理調整係長は兼務ではなく、業務における連携として自然災害への備えを集中的に対応できる体制といたします。

一方、地域防災計画の今回の改訂後も、その上位計画である国の防災基本計画、東京都の地域防災計画の見直しが行われた場合、当町の地域防災計画も見直しが必要であります。

現在、東京都においては、首都直下地震等による東京の被害想定を新たに検討しており、来年度、令和4年度当初に新たな東京の被害想定を公表し、東京都の地域防災計画の改訂を行うとしていることから、町においては、その改訂内容を受け、今後、整合性を図るため改訂する必要があります。

引き続き国・東京都の防災に係る動向を注視するとともに、長期化する感染症対策を初め、昨年7月の小河内地内土砂崩れ、国道通行どめ対応を踏まえ、改めて災害はいつどこで発生するかわからないことから、平時よりあらゆる災害を想定して、万一の有事の際には地域防災計画に基づき、万全の態勢で対応できるよう努めてまいります。

○議長（高橋 邦男君） 小峰陽一議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（小峰 陽一君） 今の町のレッツ・トライの取り組みですけど、「可燃ごみ10%減量大作戦」ですよ。紙を燃やしちゃって電力にしていよいよという話じゃないですよ。ちょっと話がずれていませんか。

例えばですけど、この紙1枚何gあると思います。4gなんですよ。それで、1月が33.3gのオーバーなんで、これをクリアしようとする、この紙を4枚、全員の方が4,682人かな、が1カ月に8枚減らさないと、それで10%減なんです。仮に一番多い8月

で 192.9 g なんです。それでいくと、1 カ月に 48 枚減らさなくてはだめ、1 人。恐らくそんなに減らないでしょう。私の経験でいくと、こういう紙は雑誌なんかとちゃんとまとめて出しちゃっているんだよね。そうすると、あと何残るかといったら、紙とか、紙コップとか、そういうものが残るんですよ。それをどうやってやっているかといったら、恐らく皆さん、可燃ごみに出していますよね、きっとね。となると、幾らたってもこれ達成できない。だから、分別の方法を変えて分別しやすくして、町民の皆さんに協力をお願いしたほうが良いよというのが私の意見です。それに対して町がどういうふうを考えるか、後で答えをお願いしたいと思います。

それから、防災計画ですけど、非常に認可までに時間がかかるということがあるわけですね。ですから、計画にないような突発した事象が発生した場合、速やかに改定する作業が必要だと思います。我々はそれを見て、この事例については防災計画に従ってここへ逃げようとか、あそこへ行こうとか、それから、年寄りをちゃんと確保しようとかということになるわけですから、そのルールがいつまで経ってもできないんじゃない話にならないので、そこら辺の返答についてもぜひお聞かせください。

○議長（高橋 邦男君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8 番、小峰議員の再質問にお答えします。

紙をそもそも燃やして良いのかということで、具体的に 1 枚の重さを提示いただいてお話いただいたところでございます。

現在、町のほうでは、町長の答弁にもございましたが、西秋川衛生組合に加盟しておりまして、そちらでごみ処理を一括して担っているという状況でございます。実態としましては、西秋川衛生組合のほうの炉の中で燃やすごみの量もだんだん減ってきておりまして、温度を一定に保つということにかなり苦慮しているという実態が現実でございます。そうしたことから本来であれば、燃やさずに別の用途として使えるものであるということでございますけれども、現在としましては、そうした理由から焼却をさせていただいているという部分もございますので、大変恐縮ですが、ご理解をいただきたいというところでございます。

また、レッツ・トライの関係につきましては、いつまでも難しいんじゃないかというお話もございますが、まずは 1 年間ちょっとやらせていただいて、データをとって、その解析もしてみたいと思っておりますので、併せてご理解いただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 8 番、小峰議員の 2 点目の再質問、防災計画の速

やかな改訂についてお答え申し上げます。

町長から答弁ございましたけれども、町といたしまして令和元年の台風災害を踏まえ、令和2年4月に危機管理担当主幹ということで、新たに体制をとったところでございます。一方で、新型コロナウイルス感染症の対策もあわせてという状況ではございましたが、その中で防災計画の改定を進める中、令和3年5月に、国は、避難勧告を廃止して、避難指示に一本化をするという状況がございましたので、改訂の費用について議会のご承認をいただいで継続費という形で令和2年度、令和3年度予算という形で改訂作業を進めてきた状況でございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、防災計画、いつ何どき災害発生するかわからないという状況でございますので、町といたしまして、計画の前ではございましたけれども、感染症対策の中ではやはり分散避難、感染対策をとらえた避難が必要というところの中で、町として避難所の運用をどうするのか、さらには今回の改訂の大きなところである土砂レッドゾーン、土砂災害特別警戒区域を受けた中での避難場所について、先日の全員協議会の中でもお答えさせていただいておりますが、町内3カ所の自治会が該当するというところで、該当する自治会については自治会長様との意見交換を踏まえて、万一発生した場合については、改訂前ですが、見直しを行って避難をという形で、防災訓練においても住民の皆様にも広く周知するというところで、分散避難について周知もさせていただいたところでございます。

ただし、やはり小峰議員ご指摘のとおり、速やかに改訂する体制は必要でございますので、今後、東京都において町長からの答弁もございましたが、令和4年度にも東京都は首都直下型に係る被害想定を見直して、都の地域防災計画を改訂する予定でございますので、今後は、その改訂を踏まえてすぐに町として改訂できるような形で態勢をとってまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第2 一般質問は全て終了しました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後4時10分から再開いたします。

午後 3 時 56 分休憩

午後 4 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 3 陳情第 1 号 消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る 3 月 3 日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、7 日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。

審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、木村圭議員よりご報告願います。木村圭議員。

〔5 番 木村 圭君 登壇〕

○5 番（木村 圭君） 5 番、木村です。

経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は、3 月 3 日に開会の第 1 回定例会第 1 日に審査が付託されました陳情第 1 号 消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書について、3 月 7 日に委員全員と税を所管しております住民課長と産業を所管しております観光産業課長の出席のもと、審査を行いました。

陳情第 1 号について、まず税担当の住民課長と産業担当の観光産業課長からそれぞれ説明を求め、次に、議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

はじめに、住民課長から本制度についての説明があり、消費税は、商品などの販売などに対して広く課せられる税であること、現在は、課税売上高 1,000 万円以下の事業者は、納税義務が免除されていること、インボイス制度が必要となる背景は 8 % と 10 % の 2 つの消費税率があり、本制度は、売り手が買い手に購入商品等の消費税率等を明記するものであり、令和 5 年 10 月 1 日以降、適格請求書発行事業者となることにより、請求書等の保存にかえて適格請求書等の交付と保管の義務が必要であること、また、区分請求書と同様の事項が記載されている請求書等の帳簿を保存できる場合は、一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が令和 11 年 9 月末までであることの説明がありました。

次に、観光産業課長より、商工会議所などが廃止、凍結、延期、見直しなどを表明している理由は、現在、中小事業者などの免税事業者は、本制度開始までに制度を正しく理解し、対策を講じる必要があるが、認知が不十分で事業への影響を認識していないこと。

本制度の導入に伴い、免税事業者は、自分の取引状況を鑑み、免税事業者のままなのか、申請して適格請求書発行事業者として登録を受けるかの選択が必要であるが、適格請求書発行事業者は、適用税率や消費税額などが記載された適格請求書を発行・保存する義務があり、この要件をクリアしなければ取引先において仕入税額控除ができなくなってしまふ。このため取引先である課税事業者は、この適格請求書の発行ができない免税事業者と取引を行う場合、仕入税額控除ができなくなるため、免税事業者との取引を中止したり、仕入税額控除の対象となる消費税額を本体価格から値引きするなどの交渉が行われる恐れがあること。

免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合も、取引先である課税事業者と取引が続けられる可能性は高くなるが、今まで免除されていた消費税申告準備等の事務手続や消費税の納税義務が課せられ、納税に備えた資金繰りへの対応が必要となること。

制度が導入される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けるには、令和5年3月31日までに登録申請書提出が必要で、早期の対策が必要なこと。

また、コロナ禍では目の前のことに必死で、直前にならないと準備が進められないため、混乱なく制度導入を迎えるには、もう少し準備期間を設けることが必要との認識があり、凍結などの表明がなされているとのことでありました。

次に、議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況について、奥多摩町を含めた西多摩郡4町村では、既に陳情を受け付けており、本日以降の開催で審査される予定であるとの説明がありました。

また、隣接の青梅市では、3月4日に委員会を開催し、委員会採決では、不採択とすべきものと採決されたと同っているとの説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、事情は理解できるが、本制度は、全事業者に関係するもので、一部の者の陳情で判断することはいかかなものかと考えるので、趣旨採択。

趣旨は理解できるが、消費者は、免税業者に対しても消費税は支払っており、本来は納めるべきものであるので、趣旨採択。

障害者の就労支援などを行っているNPO法人などは1,000万円以下の事業者がほとんどであり、取引を継続するためには免税事業者から適格請求書発行事業者とならなければならないと思われ、その場合、本制度が運営に大きな支障を及ぼす恐れがあるため、採択。

コロナ禍であらゆる団体の経済活動に影響が出ている中で実施することは厳しいと思われ、事情は理解できるので、趣旨採択。

かなり以前に制度は定められている。消費税は平等に納めていただき、国の社会保障に活かしていただくべきものと考えるので、不採択。

など、様々な意見が出され、採決した結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第1号については、趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。陳情第1号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

奥多摩町にも1,000万円以下の免税事業者がいらっしゃると思うんですけども、その免税事業者さんの数とか、声とかという意見は出たんでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 木村議員。

○5番（木村 圭君） お答えします。出ませんでした。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第1号について討論の申し出がありましたので、これを行いたいと思います。

最初に、反対討論を行います。6番、大澤議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

陳情第1号 消費税・適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書について、経済厚生常任委員会の趣旨採択とする決定に趣旨採択ではなく、採択とすべきとの反対の立場で討論いたします。

年間の売上げが1,000万円以下の小規模事業者は免税業者です。この中には、商店や町工場等の自営業者だけでなく、農協や市場以外と取引がある農家や個人タクシー、大工のひとり親方など、様々な職種の人が入ります。また、自営業者に分類されない、いわゆるフリーランスの人たちも消費税法上は事業者ということになります。ホステスや芸能関係者、デザイナーやカメラマン、ヤクルトの配達員、電気やガスの検針員や全国に70万人いるとされるシルバー人材センターの会員も消費税法では事業者となります。

インボイス制度が導入されれば、これらの免税事業者は、3つの選択肢を突きつけられます。1つは、免税事業者のままの道です。登録番号を税務署から発行されず、イン

ボイスが出せません。そのため取引先や親受け、業務委託先から取引を断られたり、課税事業者になるよう求められたりすることが懸念されます。

2つに、課税事業者になり、消費税を納める道ですが、例えば年間 300 万円を売り上げている個人タクシーの場合、簡易課税を選んでも納める消費税は 15 万円となり、大きな負担となります。

3つ目の選択として、消費税分を値引きして今までどおりに仕事を続けさせてもらう道です。

3つの選択肢は、いずれも小規模事業者にとって厳しく、深刻な道であります。長引くコロナ禍で、中小小規模事業者にとって消費税の転嫁がより困難な状況にあるもとのインボイス制度導入は、廃業の増加や地域経済の衰退に拍車をかけることは明らかです。

この制度の導入に対して日本商工会議所、日本税理士連合会、全国中小企業団体連合会など、多くの団体がコロナ危機の中で小規模事業者に追い打ちをかけるとして、中止や延期を求めています。当然の訴えだと思います。

インボイス制度の導入に賛成する理由に、益税の解消、つまり、もらい得をなくせ、みんなが公平に税を負担するために免税業者も消費税を負担するのは当然だという意見がありますが、免税事業者が商品に消費税を転嫁することは、法律的にも認められています。それは、免税されていても仕入れに当たっては消費税を上乗せされた金額を支払っているからです。また、年間の売上げが 1,000 万円以下の免税事業者は、体力が弱く、税負担の影響を強く受けるため、益税を保持しても不公平過ぎるということにはならないと考えられているからです。免税業者も消費税を負担すべきという主張は、低所得者に負担の重い消費税がいかに不公平な税制なのかを理解していない主張だと言わざるを得ません。

免税店や簡易課税は、小規模な事業者の過重な納税協力負担を避け、最低生活を保障するよう設けられている制度です。その趣旨が更に活かされることこそ大切です。町議会として町の小規模事業者さんを守るために、地域経済に重大な影響を及ぼすインボイス制度の導入には反対の声を上げるべきであり、趣旨は分かるが、意見書を上げないとする消極的な趣旨採択ではなく、意見書を上げる採択とすべきと申し上げ、討論を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第 1 号について趣旨採択に賛成の議員の討論を求めます。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

インボイス制度の件につきまして、趣旨採択に賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

今回、東京土建一般労働組合西多摩支部から、消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を働きかける国への意見書提出を求める陳情書に対して経済厚生常任委員会の審査の結果は、趣旨採択との報告が出されました。

このインボイス制度につきまして、先程大澤議員からも話がありましたけれども、税理士会の支部責任者にお聞きしましたところ、日本税理士会連合会では、法律導入前においては、省庁に対する建議という形で、毎年導入の反対を申し入れておりました。しかしながら、導入が決まってしまった後は、導入を前提に適格請求書の使い勝手とか、免税事業者に対する対策とか、制度の改善について申し入れを行っているとのことでございます。

課税事業者にとっては、制度導入はインボイスを整備するのみで、実質的にはそれ程影響がないと思いますが、免税事業者にとっては今回の導入はかなり影響があるであろうということも事実でございます。特に、インボイスを登録して課税事業者になるのか、または、免税事業者のままでインボイスを発行できない状態でのいるのか、両方とも仕事にどのような影響が出るか、はかり知れないと考えられます。

事業の継続ができなくなってしまったり、生活が困窮してしまうことも想定されます。また一方、公益法人や公共的な社団、財団も支払い先は個人のケースが多く、制度を厳格に適用すると、消費税の納税額が高くなってしまいうケースもあろうかと思えます。激減緩和策も併用されるようではありますが、数年後には財政状態が厳しくなってしまうことも考えられます。例えばシルバー人材センターは、会員に対する配分金は従来課税取引として計算して、仕入れ税額控除ができましたが、インボイス導入後は、各会員さんがインボイス登録しなければ配分金は非課税取引になってしまい、仕入れ税額控除ができなくなってしまうという事実をきたしてしまいます。

ご高齢の会員さんにインボイス登録をお願いすることはほぼ無理なこととあります。各会員さんがインボイス登録しなくても、配分金は課税取引として従来どおり仕入れ税額控除できるような例外的規定を設けるべきであると考えます。

これは一例ではございますが、やはりインボイス制度の導入を前提に、業種や規模の対応、公益的な観点を考慮して、実務上の課題を事前クリアした上で、平成5年10月の施行時までには現実に即した制度になるよう改善することが必要であろうかと思えます。

このようなことから趣旨採択に賛成する立場から意見を述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 次に、陳情第1号について趣旨採択に反対の議員の討論を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 次に、陳情第1号について趣旨採択に対して賛成の議員の討論を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ここで、討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第3 陳情第1号について経済厚生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものがありますが、これに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、陳情第1号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月17日となっておりますので、明日3月10日から16日までの7日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、明日3月10日から16日までの7日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、3月17日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員